

試作研究を續んで夙に其有利なること村内外に知らしめ、其指導  
奨励に力めたが未だ一般農民の智識修級に一時盛になりか  
けたる此水稻二期作は数年ならずして又衰へたるも又数年の後其  
栽培熱再興して漸次隆盛に向ひ終に今日の如く状態になつた。  
要するに水稻二期作史上、功勞者として除くべからる一人である。  
而して立田村農會最後の會長は北村浩である。浩は北村守  
之助の長男で初め小学校教員、郡視學、縣吏員、町村長、産業  
組合長等をつとめて此亦至る所で成績をあげた。当農會會長には  
大正五年六月廿九日就任し、昭和八年十月まで勤続した者である。  
(北村守之助傳參照)

二、田村  
立田村 曲辰會日

設立、昭和八年十月二十八日  
事務所、本村の八。六番地

当農會は昭和八年十月立田村農會と田村農會が合併して新に田村立田  
村農會となり、兩村の農家の進歩發達をはかり、曲辰民の福利増進と意  
志代表の機關となつて居る。  
初代會長は北村浩で設立当時より昭和十年度末に至るまで。二代會  
長入交清江は昭和十一年三月二十九日より就任今日に及んで居る。

役員員 (昭和十三年二月現在)

- 農會長 入交清江
- 副會長 池田晴義
- 顧問 山岡真十郎
- 幹事 杉本 寛
- 評議員 有澤徳三郎 吉田儀弥太 杉本 寛
- 岡田利重 池川滋壽 吉本勇馬
- 總代(廿六名)
- 高田男秋
- 岡林秀澄

### 指導方針

本村の現狀に鑑み、農従業戸数及現金収入の大なるもの、順位は産米、主として次に生繭を擧ぐべく、其他普通蔬菜、養鶏等もあれども此等は農家經濟に差程影響を尙す程度のもので、もなく平凡で單純な米作へ養蚕を加味した經營狀態で是による勞働日数の分配の不合理、及複雑經營地帯の土地利用に比較し、互当収入の少いのは誰にも窺知し得る事柄である。然るに二期作米價問題及養蚕業の前述の問題を察する時此が改善經營の方策は元より多種多様に岐る、も本會に於ては左の如く改善指導を行つて居る。

第一急務とする事柄は一ヶ年の勞働日数の増加を計り、月別勞働日数の分配を考慮し、左の如く副業を加へ多角形農業への指導と従来の米作及養蚕の改善指導である。

本村は飽迄も米作本位に主眼を置き、米增收の副業を見出す様指導すべきで、其の方法を概略記すれば、本村の二期作は縣内に於ても栽培歴史古く、地力の消耗大なるものあり、往年の如く現在の早生及相川は品質良好ならず、年々惡変する一方、稻の根本的栽培時期の改良を一面考へさせられるけれども、二期作の栽培は絶体的に本村より放棄すべきに非ずして、其の原因を究明し二期作地帯共通の無畜農業に流る、傾向を矯正し、有畜化し生産、草束の返還、厩肥堆肥の施用と優良品種の普及を計り、収量増加と米質向上を期し、土讚線貫通後に来る他縣産米の壓迫に備へる。此が指導には早生稻の苗温床栽培をなし、挿秧期を繰上げ従来より收穫期を短縮し二期作の優良品種を一日も早く挿秧し生産技術の改良指導に依り普通作の収量品質に近寄らしむると共に耕地の墾生と生産の改良に指導方針を置く。

右の内早生米は調製時期の關係上市場に於て圧迫を蒙るとせば農家は自家消費米を早生に求むるか或は核架其他の方法により調製を吟味し品質の向上を期する様指導する。

次に養蚕の経営は優良繭の安價生産を目標に桑葉生産費の低減を計り自給自足を原則とし箱飼の如き労力を省き得る飼育法に改善せしめ飽迫も自給自足を原則とし早生種棟及刈取二期作の棟棟をさける様経営せしめる。

次に冬期所謂本村に於ける農閑期に於ける収入増加を計るは二番苗代地利用に意を注がしめ藁台、小麦ウエ井早就馬鈴薯の生産をなし縣外進出を計り自家用の醬油味噌の原料は夜笠早稻栽培地へ裸麦、高知早生裸を栽培し農家は二期作苗代地よりは自家消費の生産をさけしむ様奨励し指導等に努む。

前記の如く本村の耕地は地力消耗及冬期間の土壤風化困難よ

り生ずる稻の生理的障害に關し改良の方法として農家一戸当一及乃至二反の早就西瓜又は南瓜の栽培を奨励し冬期の勞力配分と兩々相待ち現金収入の増加を計る。

次に現金支出に於て、その大部分を占める肥料に就ては桑園は勿論麦作等には緑肥の栽培を奨励し、水田に於ても紫雲英の品種改良により増産せしめ水田所要量外は刈取り、他作物へ施用すると共に貯蔵せしめる。又紫雲英の代作とし、ガートウイケンGarrotwekenの栽培を奨励し家畜の飼料を兼用しむると共に有畜農業奨励をなし農家は牛を飼育せしむる様指導し金肥家畜の腹を通し施肥する様指導す。

其他何人指導すとしては簿記普及を計り算生活に導く様指導せんとするものである。(全指導員の昭和十年以来の指導方針によつて記す)

事業

農事視察(農事試験場) 畜牛品評會 農産品評會  
 自給肥料品評會 ニホーク購入助成 緑肥試験 緑肥試作  
 緑肥種子購入配付 土性調査 稻架乾燥調査 諸購入並に販  
 賣斡旋 米麦採種圃経営 講習講話會 座談會  
 採種栽培指導地の設置 施肥指導所設置 試験田設置  
 西瓜生産費調査、速成及抑成栽培の指導 農家簿記の普及奨励  
 肥料の共同配分 甘菜加工組合の助成補助金交付 養蚕實行組合の事業  
 助成補助金交付、園芸組合の事業助成補助金交付  
 農會多營研究会開催、果樹接木の實地指導 村曆配付  
 食品市場の開設 害鳥獣虫の駆除 等

豫算

昭和十一年度歳出金二、六四〇円  
 同 十一年度金上 金一、九四四円  
 同 十年度金上 (決算二、〇九四円) 一、八六九円  
 賞状

昭和十一年三月廿六日縣農會長より小麦改善成績優良二等賞を授与せらる。

田村立田村信用組合

(昭和十二年五月、同組合より提供資料ニヨル)

組合の名稱 田村立田村信用購買販賣利用組合で、

事務所、香美郡立田村八の六番地一に在る。

設立年月日、明治四十二年三月二日創立認可。

組合所在地の概況。大體は既に段々と記載した所で、多少重複の嫌は

あるが便宜上左にその概況を記す。

本組合の區域である田村立田村組合村は香長平野の中部を占  
 め物部川西岸の沃野で全地積三七〇町歩ノ戸数四七〇余、人口二、二〇  
 〇余ヲ、住民の大多數は農を業とし其他商工雜業を営む、立  
 田村の面積は田村の二分の一位であるけれども高知鐵道の貫  
 通以來立田停留所附が著しく發展したから戸数は田村より多  
 くなつた。(最近調によると)

總戸数四七六戸の内 農業二七五戸、工業五一戸、商業五五

戸、雑業九五戸である。

産物の主なるものは米で年産額一萬五千二百九十九石、蚕繭巻万  
百六十二匁を産する。

組合設立の動機。本組合は明治四十一年十月十三日、明治天皇が  
戊申詔書を煥發せられ国民に勤儉自強を奨励せしめられ給  
ふた。是に於て村民は之を遵奉し、且つ永く之を記念するの精神を以  
て前組合長北村浩、前常務理事入交虎彌太が其当時収入役で  
あつた吉田永太郎等と卒先して村内有志と劃り同年十二月五  
日教育會の主催を以て詔書捧讀式を挙げ、次後直に信用組合  
設立發起人會を開き、本月十二日創立會を開き、定款を議決し  
傍ら組合員を勧透して二百一人、出資三百三十八口を得翌四  
十二年一月廿七日縣知事に申請し、同年三月二日に設立許可  
となり、四月十九日創立第一回總會を開き役員を選挙し事業を開

始した。是より先本組合設立前發起人の一人北村若は有働農  
商務技師に就て講習を受くること二回、子爵加納入新井村信  
用組合長に就て講話を聞くこと一回而して子爵の経営して  
居る信用組合を視察し無名専務理事たる子爵夫人より直接  
執務の方法を懇示せられ又子爵より村内戸数の半数以上を  
組合員とならせねばいかぬぞとの注意をうけ、之を服膺して  
設立当時發起人一同拮据勉勵（金銭の）半数を加入せしめたる為め、成  
立後の成績が良く次第に発展して来た。

事業經營の方針。本組合の設立當時は縣下に於ては産業組合  
殊に信用組合の施設は未だ普及せず、模範として見るべもの  
が無いので、主として入新井村信用組合に倣ふて組織した。然  
るに同組合長加納子爵計の如き門地資産徳望の超越した有力  
者は何れの地方に於ても之を得るに由なきを以て本組合に在

起人は一致協力して合議的幹部を造り一人の去就生死に依つて事業の伸縮張弛を未だすことの無い様口との覺悟を以て事に當つた。第一回の衆望を負ふて当選した西元は不幸僅に一季余りで死去したと雖も、之が爲に經營上に大なる故障なく直に後任に岡田重直を互選したが是亦組合員の信任極めて厚く其他の理事中にも村長助役等の職に在る者があつて組合長と共に統轄の責任を全うすることを得、而して實際の職務は本組合村には農會の各獨立せる爲め二人の枝手がある其内一人は常務理事となり一人は事務員となつて之を補助し事務所を役場内に置いた。

本組合は前記の如き事情の下に設立し經驗に乏しいから創立の際徒らに事業を擴張するは或は失敗に陥らんことを恐れ、經驗を積んで後に之を發展さるとの方針を取り、或は組合

長及事務員を縣内外に出張せしめて、長をとり短を補ひ、今や基礎は鞏固となり、組合員互に相信し、組合を愛する精神が既に生じ、事務も漸く繁化となり、役場の内では執務が困難になつて来たから現在の場所に農業倉庫及事務所を建築して之に移轉し、亦未益々事業の發展を見るに至つた。而して役員には多少の移動はあつたけれども、改選には多く再送して役員の大部分は交代したることなく、役員組合員互に理解があつて而して役員は最の方針に基き、理事は毎月一回理事會を開きて事業の方法を協議して円満に其職務を執つて居る。

### 組合沿革の概略。

本組合創立当時他府縣には既に信用組合などは設立せられて居たけれども縣下に在りては一、二を数ふるに過ぎなかつたのみでなく、縣や郡から後年の如き奨励も補助もなく組合で

め經費がなき場合故村役場の一隅で執務し、役場事務と兼任で、数年未入交虎弥太が其勞を執つたが、年と共に事務が繁忙となり、大正六年に至り役場の東隣に放員住宅が建築に成つたから、其一室を事務所となし、理事入交虎弥太が主任となり、農會技手溝淵鶴吉を購買組合事務員として執務させた。加着々組合の基礎が確立し、組合員も自覺すると共に、事務は次第に繁忙となつたから、大正九年に立田村船戸に地を購ひ、農業倉庫及事務所を建築するの議を決し、翌十年三月右の建築工事が落成して之に移轉した。

是より先大正二年五月に信用組合と同一の組合員を以て購買販賣生産組合を設立し、村農會の事務と関連して其成績が良好であつたけれども、寧ろ信用組合と合併することが利便なることを思ひ、農業倉庫の建築と共に之を合併し、信用購買

販賣利用組合となした。

本組合は大正四年産業組合中央會の表彰を受け、又大正五年には本縣知事から表彰せられた。

大正十一年五月總會を廢して總代會組織とした。此の如く組合の堅實に發達したのは全く組合員の一致協力に因るものであつて、次第に事務は發展し、事務員も増加したから、又々事務所の狹隘を来し、大正十五年總代會に於て新事務所建築を議決し、豫算四十圓を以て、今年九月起工、昭和二年一月建築落成し、以て全三月一日新事務所に移り、旧事務所は購買品を陳列し、四月六日を期し之が落成式を是手行した。

昭和三年十一月今上陛下御即位の大典を興せしめ、萬民が此の盛典を奉祝する時に當り、我が組合も之を紀念する為記念貯金會を組織した。

昭和四年四月六日当組合創立二十年記念祝典を挙行し、組合長北村浩、理事入交虎弥太、監事入交喜三郎に金員又は記念品を贈り多年の勤勞を表彰した。

昭和九年一月二十三日臨時總會の決議で定款中一部を改正して家畜購買を専し得ることとし、同年一月及同年十二月に購牛委員を朝鮮に出して牛を購入し、未だ組合員に配給し、年賦で代金を償還せしめることとした。蓋し此等組合員が農業経営上各自畜牛を必要とする時勢の要求に對應したため、亦未必要に應じ、購牛委員を朝鮮に派遣することを繼續して好結果を得つゝある。

同十年十月第二倉庫の建設を決議し、同十一年二月今倉庫は新築落成した。

同十一年三月の總代會に於て、当組合は有限責任で存続期限を定め、あつたのを止めて、保證責任組合とし、存続期限を撤廃する等其他

定款全般にわたつて大改正をなし、事業の拡張、組合の發展をはかることとなつた(同十一年一月右の組織変更、定款改正等認可となつた)。同年四月三日には右組合組織の変更、存立期限撤廃、第二倉庫の落成を祝して盛大な祝典を挙行した。そして其十二月には第二倉庫を農業倉庫に制定の認可を得、更に本月廿三日には米穀自治管理法第二十九條による員外統制許可を申請し、又此日米穀統制組合事業代行の許可指令を受けて此に關連する米穀自治管理規程と自治管理業務規程とを知事(認可の申請をした)越して同十二年の三四両月間に勸説シテ新加入者六十二名を得、爲めに従来の組合員數三三五戸五二六人が三八七戸六八八人に増加した。是より先十二年二月に久美愛婦人貯金を開始して好成績をあげて居る。此の貯金は各人が毎月五錢以上幾らにても各自の家庭に於て儉約工夫して零細な貯蓄



を不断熱心に実行すると云ふのであるが、開始以来僅に一年間に早くも総額三千円(役員三百名)と大金になつて居る。同年七月十日の臨時総代会に於て田村神ノ木にある肥料倉庫を増設することとなり、又本年二月総會に於て全販聯の出資一口を本組合で持つこと、中央倉庫主宰の産業組合第二次拡充三ヶ年計畫に基づいて本年度より教育部を新設すること、した。昭和十二年度末本組合の事業概況を表示すると左の如くである。

一、信用部

(イ) 貯金	二六四、四九五・三三	前年比	四、〇五五・五六	増
(ロ) 貸付金	一九五、五八二・三六	全	六一六、八七五	減

二、購買部

(イ) 仕入高	四一七、〇七七・七〇	前年比	二、〇三四・四五〇	増
(ロ) 賣却高	四〇、三五五・九二〇	全	三三四・七三〇	減

三、販賣部

(イ) 米数量	八九八・五俵	金額	九九、五三三・四一八〇	受託部
(ロ) 麦全上	二二六俵	全	一七六三・九〇〇	全上

四、利用部

利用料	一、二二四・五七〇	前年比	二、二四四・四五〇	増
-----	-----------	-----	-----------	---

備当組合の各項につき数字的に内容を示すと左の如し。

(イ) 米数量	三、七〇九俵	金額	四、一九五・四三〇	販賣部
(ロ) 麦数量	四俵	全	三〇・九六〇	全上
計	数量一、二九二俵	金額	一四三、三二二・四七〇	

資産

土地	五、〇九三・三六	一〇、八二二・一〇	三、六〇〇	五、〇〇〇
建物	一、三〇九・二二	一、五〇〇		
什器	一、三〇九・二二	一、五〇〇		
保聯費	一、三〇九・二二	一、五〇〇		
全購聯出資	一、三〇九・二二	一、五〇〇		
昭和十一年	一、〇〇〇・〇〇	六、〇九七・〇〇	二、六〇〇・〇〇	六、〇〇〇
全十二年	一、〇〇〇・〇〇	六、〇九七・〇〇	三、九七〇・〇〇	六、〇〇〇

(大正五年には資産は什器一五七〇の勢であった)  
 備当表中へ産組中央金庫出資を大正五年及昭和十一年、全十二年の各欄に三、三〇〇円宛記入する筈であるが紙面の都合で此処に附記した。

資産(イ) (二)

年度	純資産	負債	純資産	現金	合計
昭和四十二年	557	300	257	857	1114
全四十二年	520	335	185	805	1090
大正八十八年	928	478	450	902	1352
昭和三年	0	359	359	618	977
全十一年	0	379	379	658	1037
全十二年	61	55	6	116	122

純資産

年度	純資産	負債	純資産	現金	合計
昭和四十二年	557	300	257	857	1114
全四十二年	520	335	185	805	1090
大正八十八年	928	478	450	902	1352
昭和三年	0	359	359	618	977
全十一年	0	379	379	658	1037
全十二年	61	55	6	116	122

年度	純資産	負債	純資産	現金	合計
昭和四十二年	557	300	257	857	1114
全四十二年	520	335	185	805	1090
大正八十八年	928	478	450	902	1352
昭和三年	0	359	359	618	977
全十一年	0	379	379	658	1037
全十二年	61	55	6	116	122

貯金受拂一覽

年度	種類	入金額	拂戻額	年度末現在額
昭和四十二年		295,528	834,000	2,175,528
大正元年		1,453,918	862,864	1,995,127
昭和元年		6,456,877	578,079	3,409,639
全十二年		5,450,489	5,054,938	天四四九,五三三 (人債)

貯金調

年度	種類	定期	普通	特別当座	格置貯金	当座貯金	團体其他	合計
昭和四十二年		0	27,566	0	0	0	0	27,566
大正元年		7,601	4,957	0	0	0	0	12,558
昭和元年		2,976,611	3,330,330	2,955,517	1,677,249	3,409,639	0	14,345,256
全十二年		15,000	9,300	5,913	1,677,249	3,409,639	0	14,345,256

購買品賣却高調

右昭和十二年未調中 (内八団体貯金手普通貯金一部二出七十一同)

年次/種別	肥料	紫雲英及 其他種子	石灰	酒類	其他	合計
大正二年	七〇二・四〇	八六九・九五〇	〇	〇	〇	七九四・三九七
全三年	三三三・七五	二五二・三九	〇	〇	〇	九三九・九二八
信用部合計	一〇年	三三三・七五	四〇五・七〇	五〇四・〇〇	三〇〇・七〇	二八二・三三・九四〇
昭和元年	年四三三・四〇	三三〇・八〇	〇	〇	〇	五三三・九・八八〇
全一一年	三三三・四〇	三三〇・八〇	〇	〇	〇	五三三・九・八八〇
全一二年	三三三・四〇	三三〇・八〇	〇	〇	〇	五三三・九・八八〇
全一二年合計	六六六・八〇	六六〇・一六〇	〇	〇	〇	一三二六・九六〇

貸付金調

年次/種別	貸付金	貸付金	貸付金	貸付金	合計
明治四十年	九六九・〇〇	九六九・〇〇	〇	〇	一九三八・〇〇
大正二年	一四六・五九六	九六九・〇〇	〇	〇	二九〇七・五九六
全一五年	二五五・七〇	一〇五七・四〇	一七三・六五六	〇	三〇八六・七五六
昭和元年	年七四九・九五	七五五・六〇	一七三・六五六	〇	一七三・六五六
全一二年	一四六・五九六	七六〇・六五五	一五五・三三九	〇	一〇六二・五九〇
全上(其)	〇	〇	〇	〇	〇
明治四十年	〇	〇	〇	〇	〇
大正二年	〇	〇	〇	〇	〇
昭和元年	〇	〇	〇	〇	〇
全一二年	〇	〇	〇	〇	〇
全上(其)	〇	〇	〇	〇	〇

倉庫部調

年次/種別	米	雑穀	繭	肥料	収入金	純益金
大正一〇年	一八八・八〇	〇	〇	〇	四四九・六〇	四六四・一九〇
昭和元年	九六・〇〇	〇	〇	〇	九〇・五八〇	八五・五八〇
全一一年	二八四・八〇	〇	〇	〇	五四〇・一八〇	五五〇・一七〇
全一二年	二八四・八〇	〇	〇	〇	五四〇・一八〇	五五〇・一七〇

利用部調

年次/種別	精米	精米利用料	巨粉砕	全上利用料	利用料合計
大正一〇年	〇	〇	〇	〇	〇
全一一年	五八〇・八〇	八四・六三〇	五七・二一〇	〇	七二二・六四〇
昭和元年	五八七・二〇	二四八・八三〇	四二・八〇	〇	八七八・八三〇
昭和十一年	四七七・四〇	八九・二三〇	二二・六〇	〇	五八九・二三〇
昭和十二年	五三九・七〇	一一八・一〇〇	一六・四〇	〇	六七四・二〇〇

猶当組合の第二次産業組合擴充三ヶ年(自昭和十三年一月至全十五年六月計) 畫目標は次の如くで組合員一同の目標達成に努力しつゝある。

種目	目標額	十年度末現在高	十五年度末達成目標數量
組合員數	六三八人	五二三人	六三八人
(戸數) 數(四九三戸)	四九二戸	三二五戸	四九二戸

貯金

(在興國貯金)

三三〇、〇〇〇円

三六〇、三三三円

販賣品

米

六、〇〇〇石

五六四〇石

麦

九〇石

四八石

園藝品

三、〇〇〇〇円

鶏卵

三〇〇〇〇〇円

購買品

肥料

四〇三噸

四〇三噸

飼料

一三、一〇〇円

八一二八円

其他

九〇〇〇〇円

一〇三三三円

家の光

(内系統機關)

一五〇部

一三〇部

同じく施設並改善目標は

種目

既設

利用施設

豆玉粉砕機、肥飼料配合設備、精米機、穀物木炭倉庫、穀物倉庫二棟

新設

園藝品荷造場、穀物倉庫一棟

3. 事務所

建設済

4. 理支監支會組織

理支會日一二回  
監支會日二回

理支會 六回以上  
監支會 四回以上

5. 職員、増員

一名

6. 規程、整備

購牛代金貸付規程、購牛規程、事業進行細則、信用評定規程、公告規程

役員會規程、總會(總代會)規程、監查規定、教育部業務規程、役員員給與規程

要ス

一九組合

7. 退職給付制度

貸付施。

8. 農支監支會行組合

9. 役員行委員

設置済

10. 固定貸付整理

11. 教育

要整理額 六、〇〇〇円  
新設ヲ要ス。

12. 社會施設

一、農家倉庫受寄物無料保管、一端短期食用米特別貸出、

「諸農會」會議室開放

13. 産青 勝吹洋、  
伏家庭會 笠屋清、

小學校後援會組合

歴代組合長

新設要ス 一校、  
以上

初代 西 元 明治四十五年四月十九日就任 全九九年九月廿三日死亡

二代 岡田重直 全四十二年三月十四日就任 大正九年正月廿六日辞任

三代 北村 浩 大正九年二月 就任 昭和五年二月 逝

四代 岡田真喜 昭和五年二月 就任 全九九年三月 逝

五代 有澤官一 昭和九年三月 就任

現在の理事長と監事(昭和五年正月現在)

理事 有澤官一 全廣田正七 全岩田哲太郎

全島本芳馬 全北村 勇力

監事 岡田重直 全北村言郎 全入交喜三郎

第廿四、立田村消防組

一、私設立田村消防組

創立 昭和二年二月二十一日

沿革の概要 昭和二年一月十二日立田村一圓を「區域」とし、在郷軍人及青年會員が村内有志の後援により寄附金一千三拾九円余を得、之を以て賤用唧筒其他消防用機械器具を購入して消防組を創立し、此を私設立田村消防組と称した。

此より先、大正十三年十二月廿二日、田村立田村組合在郷軍人會並に全青年會は協同して組合村内に豫算二千余円を計上し、消防組の組織を計畫し、既に有志数名を顧問に相談し、其指導後援により、委員長、副委員長各一名、委員若干名を選任し、之れが設立趣意書を各戸に配付し、寄附金募集に着手して、間もなく(大正十五年春)田村笠松部落に火災起り、多大の損失を被り、村民一同迅

速に消防設備の必要を認め田村は單獨にて有志の寄附金を以て田村消防組を創設するの議まとまりしより、立田村も亦立田村にて一消防組を設くることに変更して引續き之が成立に努めし結果、在郷軍人側にて委員長竹島丈次、委員都築保、杉本岩根、岡田智、北村為材、楠瀬直馬、青年側にては副委員長末政繁美、村山英枝、北村清、茶泉寺正、會計徳弘萬幸、顧問元吉青馬、山本永馬、岡田貞喜、岩田哲太郎、北村浩、岡田重直、岡田利重、駐在巡查野津、野口、佐野諸氏の後援によつて寄附金壹千三拾九圓三拾六錢(町分七圓九錢、永由九圓三錢、本村六圓の錢、屋内一〇圓、信南組合三〇圓)を募集し得て大阪市玉井唧筒會社よ二吋晚用唧筒一台價格六百円余其他服裝被頭巾共四十人分鴛口提灯團旗等を購入せり、尚格納庫は信用組合の構内に設け而して警備鐘の購入に付ては杉本貞吉の盡力斡旋に

よりて、停車場前、通路の附近に建設を了した。是に於て其設備が整頓したから、昭和二年二月二十一日之れが発會式を挙行した。猶ほ当組設立に就ては吉田久米助、吉田儀弥太、北村明の援助に依ることが多かつた。

創立当時の役員は 組頭竹島丈次、副組頭 都築保  
小頭 末政繁美、全村山英枝、全 北村清

會計 徳弘萬幸、消防手溝淵高造外三十四名、

其後昭和四年三月三十日に役員改選があつて、

組頭 北村貞馬、副組頭 吉田清  
小頭 都築保、全杉本岩根、全村山為吉  
會計 池田全生男が就任した。

同六年三月組頭は改選によつて又竹島丈次になつた。  
同八年四月に立田村公設消防組設置に就き当消防組は所有

の消防用機、機器具其他一切を公設消防組へ寄附して全月十日限り解散した。

一、立田村公設消防組

設立 昭和八年四月十四日公設許可。

昭和八年二月二十七日立田村會は立田村消防組設置の件を満場一致で議決した。私設立田村消防組は既設の消防用機、機器具其他一切を新設の消防組へ寄附したと組頭から申出たので村會は之を受入れることに決議した。同年四月十四日付右消防組の公設許可があつた。愈々当消防が設立した。

初代組頭 竹島文次 副組頭 都築保 保であつた。

同八年七月十五日の總會で現行の立田村公設消防組規定を制定し、事務所を田村立田村組合役場内に置き、毎年總會を出初式当日と定めた。

立田村公設消防組規定は高知縣令(第三給一號)消防組規則、施行細則に準據して制定したものである。

現在当消防組役員は内規によつて組頭一、小頭二、評議員四、會計一名で、消防手は三十五名ある。

二代組頭 都築保 (昭和八年七月より全十年十一月十九日迄)

三代組頭 池田生男 (昭和十年十月十九日より全十二年八月廿六日迄)

現在組頭代理 小頭 田中清 (昭和十二年十二月現在) 以下全

會計 大所長生

評議員 茶泉寺正 杉本直喜 大所長生 石川深治

因に、当消防組は昭和九年二月二十日消防委員會へ入會した。

消防警鐘信號 及 モーターサイレン信號

〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇 (連臭) 乱打

近火

短聲  
 ○ー……(三秒) ○ー……(三秒)  
 ○ー○ー○ ○ー○ー○(三息)  
 ○ー○ー○ ○ー○ー○(三息)  
 中聲 (大秒) (六秒)  
 ○○○○○○○ (三息) 報知信號。  
 ○○○○○○○ (二息) 他域火災認知時  
 ○○○○○○○ (二息) 鎮火信號。  
 (二息ト三息、班打)  
 ○○○○○○○ 演習召集信號。  
 (二息ト三息、班打)  
 長聲 (六秒) 長聲 (六秒)  
 演習信號

第二十五、婦人會

一立田村婦人會、成之會式などのことが十分にわかつて居な  
 いが明治三十六七年頃に出来て日露戦争当時は盛に銃後  
 の援事業に活動し又戦勝凱旋軍並に全將兵の歓迎等にも盡力  
 したが其後田村婦人會と合併した。

一立田村婦人會日は従来田村と立田村とに各別にあつた婦人會  
 の合併して成立したもので成立期は明でないが會記は大正八  
 年二月が最初である。當時の會長は入交梅子會員二百二十七人  
 内立田村百三人、田村百十四人、會費は年額金三十銭で立田村は  
 上埜内、中組、永田、田村は王子、笠松、徳常、藤宮、前永田、高見、高  
 田、等を各教小團に分けて各組に役員を置いてあつた。

大正九年には會員が二百二十一人内立田村百六人、田村百十四人であつた。  
 全十年には會員が三百四十人、全十二年には全百七十三人、全十四年四月には



全いく二百四名と云ふ風に會員の増減があつた、會員の増減は會  
運の消長に相伴ふものと思はれる。

此頃會の事務所は組合小學校内に置き、組合長及小學校長を顧  
問及指導者に仰ぎ、村より補助金年額十円をうけて毎年二月中  
に定期總會を開き、必要に應じて臨時總會、委員會、講習會、講  
演會等と相くを例とした。

會是又は會の信條。

教育勅語の御趣旨を奉體し良妻賢母たるべき婦徳を涵養し常  
識を高め家事に必須なる智識を修得し兼て家庭の改良を計り  
教育慈善等の公益事業に務め優良なる郷風を振興するを以て  
本會の目的とする。

修養上の努力は精神修養、常講養成、公益事業、勤勞精  
神の修養、優良なる郷風の振興等を順次一、二項づ、実行努力

して来た。

特別修養設備としては、組合小學校の文庫事務室で書籍雜誌  
の閲覧、又は全文庫より借出し閲讀、各部落の報徳會、修養會、  
小組合會等によるものである。

従来行つて来た修養講話會の講師は安藝喜代春、近森熊次郎、  
武田無着尼、岡田隆彰、栗尾蘭舟等各方面の名士を招聘して修  
養實踐につとめ、又講習會は小笠原流諸礼式、高砂會慶斗折水引  
懸け方、家庭料理、全菓子製法、絞り染、洗ひ張、改良染物法、等につ  
き實地講習をうけ、其他戦病死者の慰靈祭執行、國外派遣軍又は  
出征軍へ慰問品や慰問狀の発送、下田町火災や三陸海嘯や関東地  
方の天災等に義捐金を贈呈、公務死亡や従軍死亡者戦病死者遺骨埋葬  
式に會葬、全遺家族吊問、出征者の見送り、凱旋者の歓迎、會員家  
庭の不幸見舞等を行つて来た。

尔来會運は時と共に隆替消長は有つたが永續して今日に至つて居る。

此會は現在大日本國防婦人會高知縣香美郡田村組合分會と其會員も會長も同一で又同一役員によつて同一の活動をして居る。現會長は島本鶴尾。以下役員は國婦分會の欄を参照されたい。

一、愛國婦人會高知縣香美郡田村分會

当分會は明治三十七年(日露戦争当時)の設置で本部の會則に基いて活動を續け来り、現在會員数は百五十人である。現在役員は

- 會長 島本鶴尾(昭和二年三月新任)
- 分區長 第一區長 柳川須栄子
- 第二區長 石川象子
- 第三區長 岡本富士恵

第四區長 河村都多衛

第五區長 北村利於

第六區長 沼 亀猪

第七區長 杉本清代

第八區長 岡田春壽

因に当分會は昭和二年十二月に分會用旗を授與せられた。

一、大日本國防婦人會高知縣香美郡田村組合分會

創立 昭和十年三月十日で現在の分會員は三百八十名。

役員(昭和三年四月現在)は

會長 島本鶴尾

副會長 徳弘登喜枝

同 三宮秀猪

會計 藤本茂猪

- 第一班長 柳川須家子
- 第二班長 石川象子
- 第三班長 有澤鈴江
- 第四班長 河村都多衛
- 第五班長 北村利於
- 第六班長 沼 亀 緒
- 第七班長 杉本清代
- 第八班長 茶泉寺富治。

当分會は第一に銃後々後の徹底を期し、特に出動將兵並傷痕軍人及遺家族の慰撫に留意して居る。其一端として毎月十五日を慰問日と定め、上記慰問を實行して居る。次に家庭經濟の確立。三には非常時に及ぶる訓練。四には強く正しき思想を堅持すること。そして益々會勢の擴張強化に努めて居る。

今日まで安員行し又現に安員行しつゝ、ある事項は左の通りである。

- 一、國の祝祭日には必ず各家庭に國旗の掲揚を勵行すること。
- 二、學校教育の援助。
- 三、海軍紀念日(五月廿三日)には忠魂墓地を清掃し參拜をなすこと。
- 四、町村出身の將兵に對し慰問狀の發送。
- 五、家庭用物品の共同購入。
- 六、各自伊勢大神宮と宮城の遙拝。
- 七、修養講習會開催。
- 八、入團退學者の送迎。
- 九、在滿在支將兵に對する慰問品募集、全發送。
- 一〇、簡便兵呼の援助。
- 一一、國防並軍事智識の増進。
- 一二、廢物蒐集利用。
- 一三、震災記念日には各自家庭に於て當時を偲びや斯之に耐ゆる世間罕なる行事を行ふ。
- 一四、春秋の各彼岸中に子女同伴にて祖先の墓地參拜を勵行すること。
- 一五、靖國神社祭日(十月廿三日)に代表者が戰病死者遺族を慰問すること。

- 16、廢物利用、染色、ステロフルハイパー洗濯法等の研究をなし又此種の講習會を開くこと、
- 17、退營兵士出迎、
- 18、青年學校查閲の援助、
- 19、出征將兵の武運長久、戦勝祈願祭、
- 20、元日、紀元節、神武天皇祭、天長節、明治節等には會員は拜賀又は各家庭に於て逢拜を励行すること、
- 21、入營兵の見送り、其留守宅に對し必要に應じ精神的又作業的援助を与ふること、
- 22、出征兵家族、戦死者病死者遺族の慰問活動寫真會を開くこと、
- 23、陸軍記念日に忠魂墓地の清掃參拜、
- 24、他町村戦病死兵の葬儀に會員参拜、
- 25、産業組合の物品配付援助、
- 26、神祭には子女を同伴參拜し家族一同敬神崇祖を励行すること、等。

第廿六

公共團體役員其他  
組合役場吏員(昭和十三年四月末現在)

田村立田村組合長 穂岐山萬視 (昭和十二年六月十七日就職)

同 助役 池田亥一郎(全六月二四ヨリ)

北村善之助(全七月一日ヨリ)

同 収入役 杉本 寛(昭和十一年五月二日就職)

同 書記 北村喜久治(全十二年一月一五ヨリ)

組合會議員(全上現在)

川村弥之助 岡田利重 池川滋壽 入交喜三郎 高村健吉、  
 北村春吉 杉本重清 北村言郎 岡田重直 北村道義、  
 竹島清重 池田晴義 吉本勇馬 溝淵鶴吉 佐竹彦亀、  
 溝淵益喜、

田村會議員(全上現在)

元吉鉄治 末政淡吉 溝淵益喜 佐竹彦亀、  
 D(ヨリ)

岡本芳馬

有澤芳喜

有澤徳三郎

北村言郎

池川滋壽

(欠員三)

立田村會議員 (全上現在)

高村健吉

岩田哲太郎

岡田利重

北村道義

岡田重直

吉田久米助

北村明

北村比左吉

村山英枝

都築保

竹嶋重三郎

(欠員二)

立田村信用購買販賣利用組合長

中澤妙馬

(昭和十三年五月下旬當選就職。上記信用組合記事脱稿後、前任者満期、現組合長就任并茲に特記する。)

立田村在郷軍人分會會長 (昭和十三年五月現在)

上奥鍋保

立田村青年團長

吉田好實

立田村女子青年團長

北村深幸

第二十七、善行功勞

村内の者にて善行美德ありて褒詞褒賞を賜はりし者或は閤  
門に旌表せられ或は記念表彰せられし者尠なからず。就中別項  
記載の人物史傳中、存子源太郎を始め辰辰役を始め西南役、日清  
日露兩役より今次の支那事變從軍者の殆ど總てが特筆大書す  
べきものであるが、其等掲載濟の分は重複の煩を避けて、未掲載  
の二三を左に録す。むも本稿は資料未整理のものも少なからず且つ  
猶ほ他にも多くの該当者ある模様につき後日大に増補訂正を期する  
次第である。

一、文政七年に立田村地組頭悦平、全半八、全文右衛門、全竹藏、  
百姓源右衛門、全岩助の六人は日常の心掛けが良いので善  
行を藩から褒められた、其文面は

右も農業致出精、御貢物等蒙に勝先納いたし、地中入組等之

教養に取納平常心得方宜 依之 御褒詞被仰付之。

文政七甲申八月廿六日

とある。文中の入組と云ふのは、複雑した事件、或はくじごと、コグラカ  
ツタ事、物言ひ事など云ふに同じ意である。又文政七年は今より百十  
五年前の年である。

二、明治五年に元吉龜次が逃亡因の廢次を取押へて賞金を受けた。  
月日不詳、高知縣日誌には左の如く記してある。

香美郡茅ヶ八区 立田村平民元吉助右衛門二男 元吉龜次  
土佐郡杵田村徒所逃亡者 高知郡日下村廢次を取押へし功に  
より高知縣廳より賞金五拾圓を下賜せらる。

田に盗取は米價三石三円五を徴せられたり、今日米價に換算すると多額の  
金に相當する譯で、當時はそれ以上の値打があつた由である。

三、昭和八年七月廿三日元吉清馬、岡田重直の二人が村の自治に盡瘁し、其

功勞多大であると云ふので、田村立田村組合成立二十五周年紀念祝典  
の際に田村立田村組合から表彰せられた。

表彰狀 立田村 元吉清馬

君ハ大正四年以來十八年間田村立田村組合會議員トシテ自治  
ニ盡瘁セラル 其功勞不尠依テ火鉢一對ヲ贈呈シ其功績ヲ表彰  
ス、

昭和八年七月廿三日 組合會議長、田村苗村組合長 岡田利重  
表彰狀 立田村 岡田重直

君ハ大正三年以來十九年間田村立田村組合會議員トシテ自治  
ニ盡瘁セラル 其功勞不尠依テ火鉢一對ヲ贈呈シ其功績ヲ表彰  
ス、

昭和八年七月廿三日 組合會議長、田村立田村組合長 岡田利重

四、昭和十三年四月廿九日天長の佳節に奉祝拜賀の後、自治制発布五  
十年記念式典を挙げて村自治功勞者を表彰した。全功勞者は

田村立田村組合で三名、中で立田村岡田重直は明治三十七年以來助役、組合長等に就職し、大正三年以來二十一年間立田村會議員、田村立田村組合會議員を勤續する等、各種自治に関する功勞が多い。猶ほ今人は大正三年立田郵便局長に就任し、産業組合役員をも勤めて、亦来何れも今日迄勤續して此方面にも功績が尠くない。

表彰狀

立田村

岡田重直殿

君ハ大正三年以來二十一年間村會議員或ハ組合會議員トシテ本村自治ニ盡瘁セラレ其功績顯著ナリ、茲ニ自治制發布五十周年記念式典ニ當リ記念品ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

昭和十三年四月二十九日

香美郡立田村組合長

徳岐山萬視

第三八、風雨水害と震災

天武紀、白鳳十三年冬十月壬辰、連千人定、大地震、土佐國田苑、五十餘萬頃没爲海とあるも、当時の被害は詳でない、又、康安元年の海溢のことも證書すべき記録がない。降つて藩政時代の災害史は精明なるものがあるけれども、立田村の災害に就ては考證すべき材料が乏しいので、詳細に記載することを得ない、ので土佐國一般の災害を歴記して、当村の被害の明なる點だけを特に大書することにする。

慶長九甲辰年七月十五日大風雨の爲めに洪水があつた、寛永三丙寅年四月に大に旱魃があつた、揚げに洪水が出た。今、四年十月四日の大地震、震後、後半年間、地震が續いた。萬治元戌戌年八月十九日と二十日に幡多郡に大風雨、洪水があつた、中一年置いて、万治三年庚子九月廿四日土佐國中に大風雨があつて洪水の爲め、人民の死傷、其他損害が多かつた、其翌寛文元年辛丑年七月五、六の兩日大風雨、洪水の爲め、田畑一万余石の損毛があつた。今、乙未寅年六月廿九日から七月二日迄、風雨の爲め、大洪水があつて



田島四万余石の損害を蒙った。万治元年以来五十年は打續く災害のため人民は非常に難儀をした。

寛文六丙午年七月にも度々風雨洪水があつて土佐七郡の損を流失が多く、死傷百五十一人、田島の損害は八万三千三百余石に及び百姓の年貢は四分六と定められた。貞享四丁卯年九月九日に大暴風雨があつて損害があつた。元禄十四辛巳年の四月から六月まで大旱魃で農作が出来ない為の土佐國中人民の困窮難儀甚しく飢餓する者が多かつた。今年八月十六、十七日の雨日は大雨で出水の甚たしく洪水被害で十万余石の損失があつたと云ふ。翌元禄十五午年七月の下旬は連日の雨で遂に大暴風雨となり、民家耕作物などを被害損傷が多かつた。(二二七年前)

宝永九甲申年七月、暴風雨洪水があつて八万余石の損害を蒙つた。全三丙戌年六月廿五日にも大暴風雨があつて作物の被害が多く此時も八万余石の損失であつたと云はれて居る。寶永四丙申年八月十九日藩内に大暴風雨があつて被害が多く、今年十月四日には大地震と海嘯があつて損害甚大であつた。死人が千八百四十人、米の流失が二万二千百二十余石、損田が四万五千七百七十余石、其他にも損害が甚だ多かつたと云ふ。

所謂の大震である。(二二二前)此年は立田村の被害も相当大きく、上陸内の竹が端堤防もきれ東西の田地も残らず損田と多つて長く免租になつた様子である。此から十一年後の享保三丙戌年(二二二年前)以来の旧記中に「福島の立田村御普誥 誥十五ヶ年間御米四萬石余の御積り場所」とあるを見ても竹が端堤防復旧工事が如何大仕事で村民若痛難波の程が察せられる。南路志に此時の大地震で種崎一村亡所となる、溺死者七百余人云々もある。立田村のことを記したものは見当らない、古老の傳へに宝永四年の地震は激震で微震は毎年はかりも絶えざつたと云ふことである。又此時の海嘯は前浪と下島の海濱切戸を押切り西は琴平山の東麓を浸し、猶ほ北流して立田往還まで来たとのことである。享保十七壬子年八月うんか災が大に、番殖して國中立毛の被害が甚しく為に、(四)内の大飢饉を来した。又今年九月廿八日右國中立毛被害のことが台聽に達し金壹萬五千兩を貸下され、僅に急を救ひ得た。

延享三丙寅年八月廿三日藩内は大暴風雨に被害が大きかつた。宝曆元辛未年  
閏六月十二日は暴風雨で海上の浪荒く船數十艘破損し、死者百余人を出し  
全七丁丑年七月廿六日も大風雨で浦々の浪激しく被害が甚大であつた。

天明二乙寅年七月十八日の大雨は大洪水とあつて被害が少くあつた。全  
八丁申年七月廿七日から大雨が連日打續いて大洪水となり此亦被害が多か  
つた。寛政四乙子年七月廿日朝風雨洪水相出た。國中の被害が多く、死  
人約八十人、人家の破損が六千二百餘軒に及んだ。

文化十二乙亥年七月六日から八日に至る大風雨と洪水は國中到る処被害が  
夥しく、死者八十三人、流失家屋百八土軒、損害数万石に及んだ。此も  
亦夷の大變と云うて古老の話題によく上るものであるが、今から約百二十

余年前のこと、物部川を中心として龍を奉せる稀有の大洪水であつた。  
丁度七月六日から暴風雨が打續き、全日に至つて物部川の山田堰以南  
兩岸の堤堰は殆んど全部決壊し、小田島以南は勿論西は稻生、東は

川道も浸水し物部川の本流は堤防を決壊して上陸内の西を南流して三島  
と田村前濱の間を南下し、一方西南に溢入する水勢は稻生村後還より琴

々平山の東方に及び、東西両岸の農村を皆苔の蓋したと云つてもよい程の  
暴威を震つた洪水であつた。(先格天皇の御宇、土代徳川家春將軍、土代藩主山内豊資)

山田堰は十二箱と押流され堰床の深さ二丈三尺に及び、小島の赤川の北から明治村  
境迄堤防が決壊し、其内側の地所全部流失し、堤防外の川中に土砂を巻き

自然に畑地を形成した所も亦ある。藏福寺島の東端堤防から川中へ東  
南に向つて斜に突然した「打流」は百三十八年前の享和元年に藩廳  
の築造したもので延長七十五間もあつたと傳られたが上流下の島、仁尾島、

仁尾島を荒した亥の大水は此大「打流」を掃して跡形もなくして仕  
舞うた。丁度築造後十五年目であつた。此の時我が竹が自弁も大損害を蒙

つたと云ふ。(此の大打流は近年水害予防組合に於て委員長宮地元治が復旧を築  
造した然し極めて短小なものになつて居る)

此の大被害をうけた堤防の復旧工事は藩の「十二ハツサキ」と云つて十二組の土木務員を全部物部川へ集中して工事を進捗させたことである。文政五年六月三日四日の大雨洪水にも被害が相当大きかつた。

安政元年甲寅年十月の四日五日と大地震があつた。初の四日長の刻に強震があつて海嘯が来、第二震の海嘯が第一震の時よりも益々高く立田村の人は北方山田方面に避難した。海水は田村の伊都多神社々前までしか来なかつた。避難は家を早く出て竹藪に入るがよいと云つて「カアカア」と云ひつゝ避難したと云ふ。カアは川で津浪の入り来る川水を見よとの意かといふ。翌五日申刻又大震があつて次で時々微震は絶えがたかつたがその夕方雨を催したから最早強震は無からうと人々巳の住居に帰つて寝臥せしに其後も時々大音響を発し強震微震等起つて翌年正月まで止まらなかつたといふことである。此の時の損害は人畜の死傷其他が其大であつた。即ち死者三七二人、傷者一八〇人、焼失家屋二五〇軒、流失家三三〇軒、潰家三

〇〇〇余棟其他被害が夥しと傳へられて居る。此も寅の大變と称して居る。

明治十九年秋の洪水は西岸の立田村竹が端の堤防約百間(東岸は尾島堤約百五十間決潰)決潰し「稻ぐら」全部を流失して当村の被害は頗る大であつた。

同二十五年七月廿五日の大洪水は当村には大損害はなかつたが三島村物部中須の堤防決潰して久枝水門の下方より大曲まで約三丁の間、無堤防となり物部川の濁流大部分が此切戸から久枝山の方へ流れた為めに流失家屋三、死者一人に及び物凄き有様であつた。此時久枝は全部免租となつたが立田村唾内あたりも稲作は平均収穫六歩作位であつたと云ふ。對岸の十善寺、深淵神社の社地が流失して今神社を現在の社地に移したのも此時のことである。

因に 深淵神社は元竹が鼻に在つて千六百年前の建立で延喜式内の二十一社の

一、前の社地が洪水の為め川床と変わったから野市名木の九十善寺へ遷し奉ったものであるが明治二十五年七月の大洪水は十善寺の社地を洗流して最早や社殿も危いと云ふ間際に氏子の男女総動員によつて漸く神社奉遷の事を終つた、その数分後に於て社地は全部流失して仕舞つた。深淵神社の祭神は深淵水夜礼花命で古老の傳に人皇六代孝安天皇の三十二年神勅があつて、それ以来萬民崇敬して深淵の神と奉称し社を建て祭祀したと云ふから随分古社であらう。深淵の地名もこの神勅以前は原部島と云つて居たのを改称したものであると云ふ。

明治三十二年七月の大出水。七月八日から九日は大暴風雨で九日の午後二時頃が最も激甚であつた、為めに其損害も多く又大出水によつて各地に被害が多かつた。物部川筋では片地村下嶋、三島村在原、吉川村地籍等と共に、当村竹が端堤防が約百間内外半決潰とあり、人心恟々して居たが堤防裏は残存したため人畜作物に大した被害はあつた。

同年八月二一八日にも亦颪風の襲来があつて、縣下に被害が多かつたが立田村にはさした大被害はあつた。此時縣下の被害は死者九十、負傷者七十二、倒壊家屋一万二千、半倒壊四万八千棟、流失船舶破壊共で六百八十七であつた。

翌三十三年二月六日に工事許可があつて竹が端本堤二百六十間外片地三島等の破損堤防の復旧並に補強工事に漸く着手した。

其後同三十五年九月七日に颪風、全四十四年八月十五、十六日の両日に強颪風、大正元年九月廿二、三日の両日に颪風豪雨、全三年九月十四日に颪風等があつた何れも相当の被害はあつたが特記する程の事はない。

大正四年六月廿四日の大雨洪水には山田堰西部の主要部全部を一掃し、尚ほ堰裏から小田島堤防六十間三尺を半壊したが立田村は幸此時には被害がなかつた。

全七年八月の七日、全月廿九日、九月十四日と前後三回颪風に見舞われた。全九年七月二十四日及八月の兩度に暴風雨と洪水があつた。此時は高知市

長岡郡、香美郡に被害が甚く、溺死者を出したが立田村には特筆する程の事はなかつた。物部川竹助では戸板島鳥居先より馬越の上方迄堤を決壊し、家屋一棟流失し、吉川村の堤防を六十四間決壊する等であつた。物部川橋以北の堤外に京野及畑地が多くあつて凡そ川幅の五分の三以上も東方に突出して居た、そして東方五分の二位が川床となり流水して居たが此年の洪水で西方の畑地と京野の大部分を流失し其後の出水毎に漸次残部の土地を流失して現在の如く畑地が僅少にあつて来た。三十三年八月二十日に風雨があつた。越へて昭和三年八月十八日に暴風雨があつたが立田村にも相当の被害があつた。縣下被害額は約百萬円と称せられた。同五年八月十日にも風雨があり、同七年八月十日から十六日にかけて長期の暴風雨があつた。又全九年九月廿一日の雨日に互る暴風雨もあつた。此九年九月のもの本縣の安藝郡最も被害が多く、当立田村の如きも家屋曲廢物、道路等相当被害が大であつた。此暴風雨は京阪方面でも前代未聞の大荒れであつたと称せられた由である。

昭和十二年九月の大暴風雨は非常にひどくて、当時明治三十三年以来の大暴風雨であると称する程被害も甚大であつた。当村で家毎建物を破壊し、作物を損傷せられた甚大の損害があつた。

此の暴風雨は初め九月八日午後に雨となり雷鳴があつた、引續いて九日十日と雷雨があつて十日の夜から大暴風雨に化し翌十一日の午後に及んで止んだ。各河川の出水被害口もあつたが当村には洪水の害は殆どなかつた。

### 第二十九 旱、水害の備へ

立田村の東部には俗に古川敷とよぶ低い地帯が南北に連通して居る。此の古川敷の地面は現在の物部川河床よりは遙に低位にあつて大雨の際には川溝と一つになつて濁水は滔々と南方に流下し、宛然一大河の觀がある。古老の傳に此の古川敷は昔の無堤防放流時代の物部川の河床であつた。昔は物部川は多くの支流が放流して西鏡野を南して前濱村の東方に一大河口を開いて居た、其河口の内方が所謂土

佐の大湊で港内の東方は澤山の島々があつた、即ち下島、向島、さき島、子の島、北島等々で、猶ほ上流にも前記の如く物部川の支流が分合して網目の如くあり、其間に上島(町)、哩内島、立田、藏福寺島(岩村)、戸板島、小田島、下島等の島が出来、上洲、下洲、下川原、中川原、下川原、松戸(下洲以下は立田村)などの地名もあつて今に残つて居る。

右の如き昔の物部川筋を一大河身に収めて堤防を築木造し、灌漑溝路を鑿ち、原野を開墾させたのが藩政時代の名守野中兼山で、其偉業遺蹟は万人の熟知する所である。而しその新河床は今の物部川で古川敷よりは東方に位して居るが、一朝洪水が西岸の堤防を決潰すると河水は古川敷の方へ落下激流するので、その水筋に当る物は田畑と云はず、家屋と云はず、大被害を受け、引いては灌漑耕作に支障を来すことも多いから、昔は藩政が工事を直営し、豫防監督を嚴にして、水利、水害豫防に任じて居た。明治維新後、堤防の經營

と管理の権限を關係町村の自治に移して居たが、更に郡長管理の下に物部川組合聯合が成立して、その經營と管理に當つて居たが之も都合によつて取消され、明治廿七年一月廿六日を以て、物部川水害豫防組合(のり)が成立した。当時の組合区域は片地、佐古、吉川、明治、岩村、立田、田村、三島、前濱、野田、後免、大後、三和、稻生、の十四ヶ町村であつた。

後明治三十三年五月一日に物部川東岸の片地、佐古の二ヶ村は当組合を介離して、別に東岸の水害豫防組合を組織し、三島村の片上と吉川村も亦各自關係堤防の修理をなすこと、なつて脱退した。而して

一歴代の治水委員長は

- 山本正心 宮地元治 鎌山貞義 福留豊次郎 和田新
- 橋田菊千代 弘田永清 山本正心 順次 就任した。又
- 一歴代組合管理者は

- 北村守之助 岡田虎次 北村信助 岡田徳治 徳弘有鄰
- 門田清水 岡田重直 北村浩 中澤妙馬 岡田稻城
- 有澤官一 岡田真喜

昭和四年度より物部川堤防は縣費支出により縣が経営することとなりたる為め本組合は解散した。

揚水井。立田村の用水は山田堰による用水と田村堰による用水とあつて田村堰用水は大正七年迄に堰や水閘を改造したが其後數回の旱害に鑑み田村堰用水組合に於て要所々々に揚水機据附の必要を痛感し大正二十年度に於て總工費五千百六十八円を投じて立田村字下洲に大仕掛の鑿金井工事を施し、八インチ揚水機を据附けた。亦來村内の旱害を蒙ること殆どなきに至つた。

猶ほ田村堰用水組合長、全委員長及田村前濱村三島村に於ける当組合の据附揚水機等の事は田村誌に掲載するを以て全誌参照せられたい。

第三十、塚墓

立田村の事を知る為に全村の地理を實地に調べ故人の事績を研究する必要を生じたので、村内を歩きまはつた、其際故人の墓地に詣て掃苔焼香、その靈を弔いたことも數回あつた。今其一斑を記して研究者の参考供しよう。

一立田村上啞内小字北の岡田家墓所の西北に古碑がある。



碑の幅一尺五寸余 高約四尺で碑面には  
為觀岩甲空禪門菩提靈位

元和二丙辰年七月廿八日歳七十八

俗名 岳田安左衛門と刻し

である。元和二年は三百二十三年前で天文四年(今より四百一十年前)に生れたんで、弘治、永祿、元龜、天正、文祿、慶長、元和の間に活動した人らしい。此岡田家は当時啞内村の村おさであつたと云ふから、今の村長の如く

き、職をつとめて居たものである。此安左衛門の弟が別家は詳でないが野中兼山が物部川の堤防を築いて川筋を今日の如く変更した後の事だらう。その人は自分が持つて居る田地三反十六代(今の三反三畝六歩)を出して、此地へ郷を新設して下さいと願ひ出て、許可せられて出来た郷は後世俗に「竹が端の三反郷」と云ふて有名なるものであった。此の郷あるが為の上野内は水害を被らなかつたと云ふことである。又此某の子孫に当る源太郎は寛政年間閨門に旌表せられた有名な孝子である。

一、同所。右岡田安左衛門の墓の南に隣つて自然石の碑三つ東西に相並んで居る。其中間は、

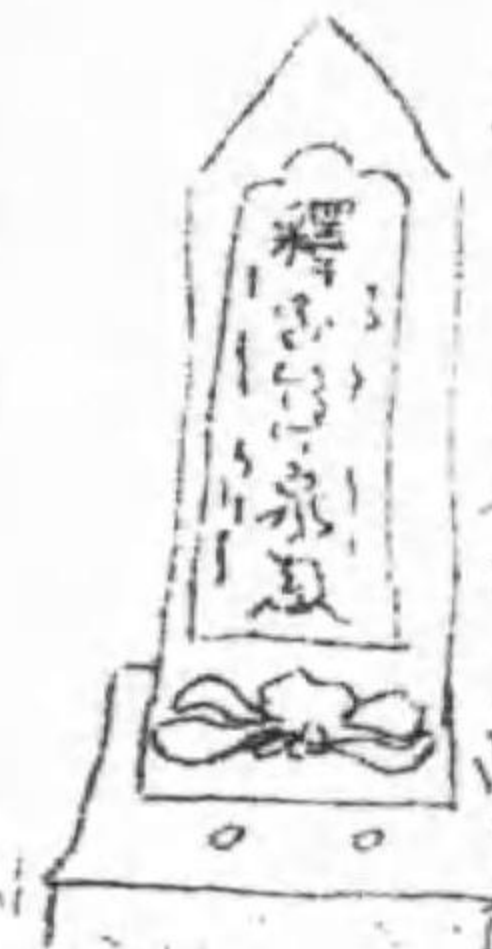
岡田太郎兵衛の墓で寶曆十四甲申年六月二十有七日と刻してある(百七十五年前死)。此太郎兵衛は新田川原を開墾した人でその新田を世に太郎兵衛といふ由。新田川原は上野内部落の東方の小字である。寶曆十四年は改元して明和元年と云つたから明和元年

と同年である。猶岡田太郎兵衛と云ふ人が此外にも一人あるが此は享保十九年生れで前の太郎兵衛の死んだ明和元年(宝曆十四年同じ)には漸く三十一歳で寛政五年には六十歳であつたと云ふから全く別人である。

一、同じく上野内小字北芝(旧称深淵道と称す村道南側)の岡田先祖先祠の南に隣り、西端に小さい石碑の立つた墓がある。碑面には、

大町傳内、天保十年六月十五日と刻してある。天保十年は丁度百年の昔で、此大町傳内と大町克友の兩人が文化十三年に氏神八坂神社へ奉獻の大繪馬がある(今より百二十三年前のもの)。

一、同じく上野内小字高芝の大町氷墓所の内に元禄、宝永頃の古碑が二三基ある。墓域の南東方で中程にあるのは



釋名夏月英信士菩提也、施主敬白  
 宝永三年五月四日  
 前大町藤右衛門と刻してある。



按ずるに此人は大町屋敷の南に住んで居た人で元禄の地株に際し、今人の屋敷を四十代、上ヤシキ、出二十五代、三歩」とせるもの、即ち此人の屋敷は安貞、則一反三、二歩、二歩、あつたことが分る。前大町とせるは別家が後に何軒かあつたため分別する為めに当時前大町と称して居たらう、陽位に居住あるは又、宗家たらうとも想像せられる。

一、右と同所で墓域の北東に形も上記と同じ古碑が東西に二基相並んで居る其左方の分には、日己卯元禄十二年五月廿一日 施主敬白

釋名受月祐教信士菩提也。

前大町 仁右衛門 と刻してある。

その右方の分は、

甲戌 元禄七年の月の日 釋名法妙清信女菩提也、施主敬白、とある。○は損欠して讀めないが、右の分は仁右衛門の妻の墓たらう、此は

二百四十五年、左方の分は二百四十年前のものである。

一、上唾内ハ字伊賀波の岡田(秀馬)家墓地に、孝子源太郎の墓全があ

る。源太郎は岡田太郎兵衛の男で安永七史年に生れ、嘉永三年十月二十六日に七十二歳で歿した。寛政五年十一月十六日に年十五歳で旌表せられた有名な孝子である。(孝子源太郎の條参照)。

一、同じく上唾内ハ字形部内の上唾内共同墓地の北端に、宮地彦三郎と宮地貞雄の墓が相隣つてある。

宮地彦三郎は明治維新の勤王家で又教員功勞者である。維新の際京摂の調へ活動し又海援隊で働いたが香川縣仲多度郡琴平町及全郡本島村では当時彦三郎の鎮撫支配下にあつて非常な恩恵に浴したと云ふので本島村小坂には彦三郎の在世中より八島神社として崇拝し祭祀を續けて居る。此等の事蹟は彦三郎が高知城下に生れ、後年当村に轉住し且つ彦三郎自身が生前その経歴を口にせざつたから、当村民には右の如き事蹟を知つて居る人が少ない。

墓碑には文學博士北村澤吉撰の碑文がある。大正五年七十六歳で死んで居る。

宮地貞雄は宮地三郎の二子で醫學博士であつた。陸軍々医大佐第三師團軍医部長の要職まで進み、後現役を退き滿洲國政府の招聘に應じ全國立病院院長兼吉林醫學校長を勤務中、研究中の滿洲チブスに罹り昭和十一年四月二日終に殉職した行年五十三。

同所墓地に島本勢馬夫婦の石碑がある。

島本勢馬は島本省七の二子で高知縣師範學校卒業後小學教師となり、傍ら画家河田小龍に就て日本畫を學び終に縣立高知高等女學校の圖画科教師となり勤務中、明治三十二年一月六日に病死した時に年三十五歳。

同上共同墓地に茶臼寺豐重の墓碑がある。豐重は立田村

養泉寺萬次の長男で朝鮮守備軍に従ひ勤務中、全地に於て病に罹り京城の陸軍病院で療養中病革りて遂に大正六年五月九日二十三歳で逝去した。

上陸内字おせん屋敷の墓地に支那事変戦死者岡田益實の墓がある。(岡田益實の項参照)

同じく上川原中内家の墓地に教育家中内光則の墓がある。墓碑に其経歴を詳記してある。(中内光則の項参照)

立田字大中の村治功勞者 旧庄屋岡田重規、羅馬字を國字とせんことを主唱した南部義篤、小説家北村三唾、日露役病歿者吉田房太郎、憲政功勞者北村守之助、教育者北村誠三郎、支那事変戦死者吉田正、全戦死者杉本坦の墓がある。(人物史の項参照)

同字神木内のかくだに北村家の墓所がある、此処に村治功勞者の北村信助の墓碑が建つて居る

立田村誌

北村信助墓

先考積善君為立田田村戸長多年煮血力鞅學治教力大正三年十二月航海往南美洲伯利西國從事拓殖偶獲病以十月廿四日歿享年六埋葬遺髮先塋之次 孤子澤吉泣血謹誌

一、同字天滿宮境内に菅家の乳母某の墓がある。立田天滿宮勸請に深い由緒のある墓で現に今天滿宮は古来乳母天神とも称して居る。  
(天滿宮の條参照)

一、柿木<sup>同</sup>内に八幡宮があつて其北方に立田城主立田甚左衛門の墓がある。又其南方に立田氏の古墓と北村氏の先祖の古墓がある。  
(別項立田城跡参照)

一、村山権兵衛の墓は字横手の北方大楠の元にある享保四年立田村住村山権兵衛とあるが二百二十年前に死んだ村山家の祖先である。

一、濱田嘉加右衛門の墓は横手の畠の中程にある元文六年即ち寛保元年

年に死んだ人である。特に立田村住と刻してある。寛保元年は百九十八年前である。

一、同字の南方三昧と称する小山の如き大きな墓所には北村氏依光氏などの古墓碑が少くない。寛保五年、正徳四年など云ふ二百年以上の古いものがある。

一、字下川原の西方に立田村の元の庄屋であつた岡田喜右衛門の大なる古墓碑がある。喜右衛門は代々立田の庄屋で本村<sup>ホシムラ</sup>前田に住して居た。碑には宝永二年(月日不明)岡田喜右衛門重正の墓とある。

寶永二年は二三年前である。喜右衛門は娘へ養子として庄屋職をゆづつたから、息子は百姓となつて矢張り当村に居た。

一、城主徳弘三良左衛門墓、寛永元甲子年八月廿二日寂(三十五年前)、安永九甲子天六月日徳弘<sup>幸作</sup>造立之(五十九年前)と刻した碑が西下川原の三昧の中程榎の本にある。高さ約二尺幅八寸 厚さ約六寸五分で、死

亡の年より百五十七年後に子孫の者が建てた物のやうである。従つて形が大分新らしい。



(徳弘三郎左門の事は徳弘城、天満宮、徳弘城八幡宮等の記支参照)

一、同字の南方に塚があつて經塚と刻してあるが数年前非営中に流行して諸方から参拜が絡纏として市をなしたことがある。此の經塚の東北方に古い墓碑が建ち並んで居る。

延享四年十二月十六日 隅田四郎右衛門 (百九十年前)

寛政十二年六月三日 隅田七郎兵衛 七十八才 (百七十年前)

寛延四年(月日不明) 大町重作 (寛延四年は即ち宝暦元年より百十年前也)

以上の外古き墓石五輪塔等あれども文字風化水蝕されて判讀し難く、又言傳へまともなきを以て詳細を知り難いものが多い。

### 立田村誌 後編

#### 第三十一 兵事會

立田村兵事會。明治三十三年北村守之助等村内有志と相謀りて立田村兵事會を組織し、香美郡兵事會と相連絡して兵事思想の発達普及を図り、徴兵適齡者に対する豫備教育、入退兵士の送迎、軍隊の行軍演習の際に於ける援護利便を與ふる事に盡力した。特に明治三十七八年戦役の際には村出身軍人の家庭を訪問、全家庭作業の手傳、出征者への慰問状、慰問品の發送、傷病兵の慰問、凱旋兵士の歓迎、慰勞等に努力し、且つ郡兵事と共に協力して兵事に鞅掌として鋭後の任務に當りたるが會長には横根時村長を推戴し事務所を立田村役場内に置いてあつた。明治四十四年一月帝國在郷軍人會の田村立田村分會成るに及び會務一切を全分會に引継いで本會を解散した。

#### 参考 香美郡兵事會

明治二十七八年戰役凱旋後、我が國運の発展に伴ひ、正に師團を増設し、本縣にも歩兵第四十四聯隊を置かれて、土佐郡朝倉村に新築兵營が漸く落成し、同廿九年度の徴兵期を以て松山兵營より一大隊を轉入せんとして、是より兵事は益々多端繁栄となつてを以て香美郡有志大原里賢、安岡壽吉、宮地元治、松尾富功、萩光輝等立田村北村守之助と相謀つて香美郡兵事會を創設して兵事に幹旋盡瘁しやうとす。此會は主として兵事思想の発達を圖り在郷軍人の品位を高め、將來軍人たるべき少年や青年の精神修養、體力を増進して兵事諸般の事務に習熟せしめんとするものであつた。時の郡長弘田永清も亦大に賛成し、郡中を激して同三十年七月十五日に第一回總會を鏡野尋常小學校に開催した。會する者百余名。會長に陸軍歩兵中佐大原里賢を推選し、副會長に弘田永清幹事に前田正義、川添水馬當選し、尔來聯隊歡迎、年々簡閱點呼、徴兵検査

徴兵検査等の注意事項指示、兵士の入退送迎、在營在團兵の激勵慰藉、郡内行軍演習等の際に宿舎準備其他將兵を優待しその利便をはかることに力めた。斯くて同三十一年より郡内を數區に分ち各區に下士を雇聘して壯丁の入營前の軍事教育を施し、同三十三年の秋期、師團の機動演習に際しては軍隊の迎送並に地方兵事に關する諸般の事務に従事した。

同三十五年より竹間岡、呼前の復習會を開き、各支部に下士一人を會長に囑托し、服務條例及召集條例等在郷軍人の必ず心得べき條項を復習せしめ且つ執行官に對する應答を明確ならしむる事に努めた。同三十六年日露の風雲急を告ぐるや豫て実行中の全會基金の募集を暫時中止し、同三十七年四月九日の通常會に於て本會戰時規則十箇條を定めた。同五月七日歩兵第四十四聯隊の出征の途に上るや本會は盛に之を恭送し、善通寺

丸亀、松山等へは藤田喜全と派遣して師團各司令部及各隊を訪問し、又恭送をもちなした。是より戦勝の発展に伴ひ常に恤兵通信會と往復して出征軍人の家族を慰問し或は留守司令部及各補充隊等を慰問し或は大政、松山、善通寺等の各陸軍病院を歴訪して傷病兵を慰問し且つ見舞品を贈呈し、且つ其容体経過等を其家族に通報し、歩兵第四師團補充大隊並に豫備病院へは特に會長並に會員が交々出張して常に其病傷状を見舞ひ又病傷兵の帰營及補充員の出發等に際しては大原會長は會員と共に之を朝倉、領石、枋橋等に迎送し、本郡出身出征者への慰問状、全家族並に戦病死者遺族の各戸訪問慰籍をなし、尚別に赤貝を四送み郡内各村に於て各出征者の家庭殉難者の忠退族を歴訪慰籍につとめしめ或は戦病死者の遺骨の恭迎、金埋葬式に會葬し、吊旗花環等を贈り吊

詞を捧げて赤誠を表し、又凱旋に際しては會員を松山、善通寺、丸亀、朝倉等に出して盛に之を歓迎し、本郡の入口なる各所には歓迎門を建設して其町村兵事會と協力して帰郷の軍人を橋ひ款待に努めた。

同三十九年四月一日、三七八年戦役の際盡力せしめ本會へ銀杯一組を賜ひ、又會長正六位勲四等大原里賢は全しく金杯一箇を賜ふの恩命に浴した。平和克復後在郷軍人は頗る増加し將來軍の編成上、在郷軍人の精銳を必要とするに愈々切實なるに因り、帝國在郷軍人會が創設せられることになりて、本會は其目的と会の精神が互に相吻合するを以て従来執未れる本會の事務を悉く在郷軍人會に托して明治四十四年一月廿六日の通常總會を以て其解散と本會の基本積立金を各町村在郷軍人分會に分つて引継ぐことを決議して、後解散した。

第三十一、戦役従軍者

明治維新前後より最近に至る迄、戦役従軍者の氏名を左に録す。但し、明治昭和十

二年教発せり支那事変は、まだ終局に至らざるを以て此の事変の從軍者  
は後日本誌を増補訂正の際掲載することとする。猶ほ以下各役從  
軍者に関する記録少く遺漏誤謬なきを保し難いので此等も尚ほ  
研究の上増訂を期すも次第である。

伏見島初役、高松征討、小豆島、塩飽諸島鎮定

宮地彦三郎(宮地庫吉、小豆島三郎の變名を以て)

會津征伐(東征軍)

北村熊之助、清岡岩吾、榮泉寺、藤馬

(多くは長後征軍の志士、近衛隊士である)

西南戦争(明治十年役)

宮地常雄(陸軍一等軍吏、從七位勲五等)

(陸軍會津征伐、小豆島鎮定の士官)

明治廿七年戰役(日清役)

國神實次、齋藤、田、島、改、低、日、皇、人、吉、田、房、太、郎、高、村、嘉、吉

山本永馬(官等勲位は次項に出し此処は省略する)

明治三十七八年戰役(日露役)

(全將校士官は勲位官等を記せず、其他は此戰役の論功行賞員によりて  
受く所を附記す)

井上徳吉

勲八等白色桐葉章、從軍記章、年金百五十円、  
(免兵) 兵後免除恩給五十円、全増加恩給五十円を賜ひ、  
恩給法の改正に普普通恩給百六十五円全増加金六百円を受く。

徳弘伸造

勲七等瑞宝章、金百五十円、救助金八十円、從軍記章を授けらる。

岡田寅次

勲七等青色桐葉章、金百八十円、從軍記章を授けらる。

岡田重政

勲八等白色桐葉章、金八十円、從軍記章全上

岡田重久

(將校) 人物史本人の項参照

岡田利重

勲七等青色桐葉章、金三百円、從軍記章(王兵軍曹)

岡田龍治

勲八等白色桐葉章、金百円、從軍記章

岡田全治

勲八等瑞宝章、金七十円、從軍記章

岡田秀馬

勲七等青色桐葉章、金百円、救助金七十円、從軍記章

別役喜代馬 勲七等瑞宝章、金百二十円、從軍記章。(步兵軍曹也)。  
 依光丑之助 勲八等白色桐葉章、金百円、從軍記章。  
 吉田久米助 金三十五円、從軍記章。(砲兵)。  
 吉田松喜 勲八等白色桐葉章、金八十円、從軍記章。  
 吉田房太郎 勲八等白色桐葉章(病死)賜金三百五十円、遺族扶助料金三十四円。(人物史本人の項参照)。  
 竹島保馬 金五十円、從軍記章。  
 都築龍馬 勲八等白色桐葉章、金百五十円、從軍記章。  
 村山徳右衛門 勲八等白色桐葉章、金百五十円、從軍記章。  
 村山秀吉 金五十円、從軍記章。  
 窪田重吉 勲八等瑞宝章、金七十円、從軍記章。  
 山本龍馬 金五十円、從軍記章。

山本永馬 勲七等青色桐葉章、金四百円、年金九十円、從軍記章。  
 有頼治作 金三十五円、從軍記章。(步兵曹長)

北村千代太郎 (將校出征) 人物史本人の項参照。  
 北村好猪 (砲兵) 勲八等白色桐葉章、功七級金鷄勲章、救恤金三十四円、年金百円、賑恤金百五十四円、從軍記章。(別項参照)。  
 北村榮虎 (海軍將校、出征)

下村百千万 勲八等白色桐葉章、金百円、從軍記章。  
 茶泉寺清次 勲八等瑞宝章、金七円、從軍記章。  
 元吉教吉 勲八等白色桐葉章、功七級金鷄勲章(歿死)。(元籍田村、田村誌参照、遺族立田、居住)

元吉茂治 勲八等白色桐葉章、金八十円、從軍記章。  
 森本龍吉 金三十五円、從軍記章。(砲兵)



右外

西川茂之助(東維冠山北砲兵にて戦死と認定、当時三島村在籍)

島内藤馬、勲八等白色桐葉章功七級金鵄勲章(三島村の人にて戦死)

島田亦右門、勲八等白色桐葉章(遺族 立田村に現住)。(長岡村の人にて戦死)

山中輝太郎、勲八等白色桐葉章功七級金鵄勲章、従軍(慶典) 記章を授けられ恩給金(普通)百六十五円増加(遺族 立田村に現住)。

三百円)給与せられて居る(他より未り当村現住者)等がある。

日獨事変出征者(以下論功行賞後ノ記録ニ参考資料ナク概要ヲ記ス)

岡田重久(將校)、吉田清(勲八等)、吉田亀喜(勲八等)

竹島丈次(憲兵隊長、一時賜食百二十円)、宮地貞雄(軍医將校)

西比利亞事変従軍者(全上)

井上正喜(勲八等)、横畠義喜(勲八等瑞室章)

竹嶋清治(勲八等白色桐葉章)、楠瀬直馬(勲八等)

滿州事変従軍者

宮地貞雄(軍医將校)

上海事変従軍者(勲位官等は概ね省略すも)

池田己全(步兵少尉)、西川春重、岡田益安(員)

杉本 坦、北村二龍

支那事変従軍者

昨年(昭和二年)七月支那事変敎令以来我立田村より應召出征する者多く、出身軍人の従軍者數十人に及び、各員何れも勇気奮闘をつげつつあるが、中には一先づ凱旋帰郷を許されし者もあるが今次の事変は猶ほ前途遼遠であるから今暫くして従軍者の氏名を掲ぐることを見合せ、後日事変解決

の曉に各勇士の氏名を掲ぐることにした。

日露戦役の虜兵。

明治三十七八年戦役中にて最も我兵の悪戦苦闘したのは豫て  
露軍が約十年の日子と巨額の資を投じ無慮数萬の勞力を費  
して築造した旅順要塞の攻撃戦であつた。自然に備はる天  
嶮の要害に加ふる之の防禦設備。世皆難攻不落。實に文字通  
り金城湯池にたるは鐵壁をめぐらしたりと評して居た。其旅順の  
攻撃戦にあつたは我が四十四聯が其中堅であつた。数日間  
の攻撃に聯隊は殆んど全滅の有様であつたが、勇敢なる我軍  
は折衷なる味方の屍を踏み越へふかこえて終に旅順を陥落  
した。旅順の陥落はやがて露軍全敗の因をなして、尙もなく  
彼れは降伏講和條約とよぶ風に進めて来たので我軍は凱旋した。

而して此旅順の戦は非常に多くの犠牲者と皇軍が出したが、幸に  
我が立田村出身者には一人の戦死者も出さなかつたが、人の教信も  
働いた。我村の勇士は死にまさる苦辛を重ねて、終に生涯癒へま  
い所謂廢兵となつた勇士が数人ある。何れも至極健康で吾々  
度々當時の勇ましい軍話を聞くことである。その勇士は左の三士  
である。

北村好猪

明治十三年四月三日生で立田村百三十九番に住する。

元陸軍歩兵一營九中隊で明治三十七八年戦役に従  
軍し各地に轉戦し同三十八年八月二十四日歩兵第四  
十四聯隊第三中隊に屬して、旅順要塞盤竜  
山で雨力戦中右手指に敵の砲彈創を受け、兵  
役を免除せられたが、戦功によつて勳八等白色桐  
葉章と七級金鷄勳章を下賜せられ、多額の

銀金七十年金をどを下賜せられた。

山中輝太郎 明治十四年三月一日生で、立田村百三十三番地に居  
三十一歳元陸軍歩兵中隊で明治三十七八年の戦役に  
歩兵第四十四聯隊第四中隊に属して旅順攻撃  
の際東雞冠山北砲台に於て勇戦中左右の下肢  
に銃創を受けて後方に送還せられた。創痕の爲  
め普通の活動をなす能はず仍ち兵役を免除し療  
養とせらる。戦功によつて勲八等白色桐葉章、功七級  
金鷄勲章を授けられ、多額の恩給金を下賜せら  
れた。

井上徳吉 明治十年生で立田村七百五十三番地に住して居た  
が歩兵第四十四聯隊に召されて明治三十七八年戦役  
に出征し各地に轉戦して同三十八年八月二十四日旅

順攻撃戦に盤龍山附近傳令中右眼側へ盲目貫  
銃創と右肩上部に盲目通銃創を蒙つて兵役  
にたえざるを以て兵役を免除せられた。平和克復  
後戦功によつて勲八等白色桐葉章、功七級恩  
給金七百六十五円を下賜せられた。昭和七年に長  
岡郡三和村里改田五五六番地に轉籍した。

第三十三、戦病歿勇士

秦泉寺豊重。朝鮮守備軍となつて今地に駐劄中病に罹り  
京城陸軍病院で療養中大正六年五月九日歿  
した。時に年二十三歳。

吉田房太郎。明治二十七年戦役と明治三十七八年戦役に従軍し、同三  
十八年戦地に於て病氣にかかり松山陸軍病院に於て療  
養中今年十月十一日歿した。(人物史及日露出征者の各隊参照)

島内藤馬。島内徳太郎の第で日露役に歩兵第四十四聯隊に

歩兵一等卒

屬し旅順攻撃戦に於て明治三十七年十一月廿六日

東雞冠山で壮烈な戦死をした(勳八功七)。

島田亦右衛門。

歩兵上等卒

歩兵第四十四聯隊に屬し日露役に従軍し、明治三十

七年十月十四日東雞冠山北砲台に於て勇壯な戦

死をした(勳八)。

岡田益實。支那事変により應召出征し、昭和十二年九月六

歩兵伍長

日羅店鎮に於て壮烈な戦死をした。(また行賞前

であるから不明もあるが、重き恩命を拝するものと感念せられる)

吉田

歩兵上等卒

正。支那事変に従軍して各地に轉戦し、江蘇省揚家村

に於て昭和十二年十月三日名譽の戦死をした(全上)

杉本

勳八等歩兵上等卒

坦。全く支那事変で各地に勇戦し、江蘇省南極宅

に於て同年同月十六日壮烈な戦死をした(全上)。

### 第三十四 人物史傳

入。交道齋 (名醫)

入。交道齋は通称を長次郎、名は好近と云った。有名な醫者で匿名を初め長順といひ次で純徳と改め、後更に道齋と改めた。立田村入交家の祖入交仲八好古の二男で、後の高知市朝倉町入交家の始祖である。

道齋は明和三年丙戌年十月二十九日香我美郡田村で生れた。性利刃後なれども幼より踰越であつた。或時同姓の某が道齋に「お前は末子で踰越であるから、此終ウツラクと日を暮合して居ると、さきでは親類中の挽白の目立てをしましてまわるから外に仕様がないう事にならう、然し今から奮発して医者の修業ですれば一家が安樂に暮せようと思ふが、どうぞ、やつて見ては。医者の修業が出来たら市飲びに酔ひ酔位は買つてやろうか」と云った。道齋は此言を聞いて如何にも左様だ

おれも此れではいけないと、此より志を立て、大奮起し、長尾良庵の門に入り、日夜醫術を修めて勉勵し、寛政元年八月業成り師良庵の詩を得て高知城下は北種崎町に段西術を開業した。(二四三年前)

道齋は医術療治が上手な上に、元来才氣煥發、交際も至つて四満であつたから、忽ち評判の名医となり、享和三年十二月は「医術の心掛け宜ろしく数年手廣く療治せしめ且つ小身の者共へ深切を盡し奇特の至りである」と御褒めに預り、之によつて御目見申免を仰付られ、又文化六年九月には藩主山内公の御聽に達して「積年医術の心掛け宜敷く手廣く療治せしむ譯を以て三人扶持を賜ひ御用人に召出された。其後も度を御褒めにあづかり段々出世して、御留守居組に上げられ、二の丸御奥向き勤務となり次で御隠居様御附医師加役を命ぜられ、文政十三年正月には二の御九で格式は新扨從格に仰付られ、二人扶持九石を賜ふこととなつた。

此の様な立身出世は當時はまことに、極く稀なことであつた。此の破格の光榮に浴すると何者の悪戯イダシラかその栄達を羨んで、

「足曳のやまひ坊主に毛がはえて新扨從とはきつい飛びやうし」と云ふ落首を詠じ当時の世間を賑はしたと云ふことである。

道齋は茶の湯も立て、和歌もよくして、当時國學の大家、庵持雅澄とも親交があつたと云ふことである。雅澄の山齋集には道齋の賀歌が三たびも載つて居る。

道齋の歌に、  
川夏夜

みそぎしてうきことなからず飛鳥川明日はうれしき頼にやははし蘭  
弘化四丁未年八月六日(九十五年前)八十二歳の高齢で病歿せられた。

田源太郎 (孝子)

源太郎は安永八丁亥年生れ、嘉永三庚戌年十月廿六日年七十二歳で歿

した。(今より一六〇年一八九年間の) 有名な孝子である。  
 父を太郎兵衛と云つた立田村上唾内字横手と云ふ所に居住して居た  
 が其祖先は矢張り上唾内に住し此土地の村おさをして居た岡田安左衛門  
 (今より四〇年一三三三年前迄の人)の弟の某である。此の某は山内公が入國  
 後物部川の古川筋をおさめて川筋を今日の如く一筋に附け替  
 へて新田の開墾などせられた際立田村上唾内の竹が端は新川筋  
 の急激な水さきに當つて田地を崩流し洪水の際は上唾内一帯  
 の土地住家は非常な被害を受けることと爲つたので某は此の竹が  
 端で三反十六代(今日の反別で三反三畝六歩)の田地を以藩へ差上げて土  
 地の將來の被害を豫防する爲めに此田地三反十六代の所へ大きを勿  
 をお築き下さいと懇願した。藩府は其行爲を奇特なりと賞し  
 て願を許し此三反十六代の土地へ大勿を築き物部川の水さきを東  
 南に勿ぬ流したからそれ以來上唾内は水害の憂がなくなつた。

此大勿は「竹が端の三反勿」と云ふて居たやうな察するに、物部川の  
 堤防の築かれた頃のこと、野中兼山時代の話だらう。此の岡田  
 兼光其兄の安左衛門などの子孫は竹が端三畝側の内側で祖先傳  
 来の田地を代々所有して居たと云ふが今に其田地は判明して居  
 る。

さて源太郎の先祖はかく立派の人であつたが父の泰郎兵衛の  
 頃は重なる不幸の爲め暮し向も余りゆたかでなかつた。源太郎  
 はその様な家庭に生れたけれども幼少の頃から至つて存行者  
 もので六七歳の頃から他の児供などが面白く遊ん居るのに源太  
 郎は一人内でお前の仕事を手傳つたり、用使をしたりして始終  
 父母の手助けをなし兄弟をいたはつた。

或時母の使をして買物に出かけやうとすると母が兩上りて路  
 が悪いから下駄をはいて行けと言つたので源太郎はヤアと應

へて(ヤアはハイカシマリマシクの意で方言)下駄をはいて出て、すゝ  
と父の太郎兵衛が、ホーイ源太郎よ路はもうかはいて居る  
から草履をはいて行け下駄をはいて走ると危険ないと云つ  
て草履はききすすめた、源太郎は又「マア」と復へて直に土間  
に足つて、片足だけ下駄を脱ぎ、下駄と草履を片々にはいて  
行つてきます」とて駆け出した、そして間もなく数町距つた立田  
の町で買物をして歸つた。此を見た人、聞いた人は皆その孝心に感  
心した。これは源太郎の八九歳の頃の話であるが、父母の意にさから  
はず真心を安んずることは概ね此の例であつたと云ふ。

源太郎は数多の兄弟があつたが何れも相つき早世して源太郎とい  
一人だけ生残つた、母は此の不幸につき非常に悲み傷みトウク病の床  
に卧して日増に病は重り體は衰弱して終に不歸の客となつた。母  
が病に罹ると源太郎見候をがらも日夜母の枕許につききつて  
手厚く看病をなし、時々の食事を忘れ、夜は帯もとかれ、柩床に

も入らず一生懸命でかいほうをした。しかし其甲斐もなく母が  
なくなつた。その時の源太郎の哀悼の情が又格別で外の見る目も  
氣の毒でならなかつたと云ふことである。時に源太郎は年が十歳であつた。  
母の死後源太郎は父に對して一層孝養をつくした。

父太郎兵衛は数人の子を失ひ今又最愛の妻を失つて歎き悲む  
こと限りなく終に物狂はしき病を續ひ一月の内に一度又は  
二度も此の病氣が起つた、病が起るときは小唄を歌ふたり又は氣  
遣節をうならたり、或は止り留めもなきことを云つて大聲を出して二三  
日も之を續ける、そして其間少しの食事もせず、腦み苦しんだ源太  
郎は晝夜父の側に付き切つて離れず、自らも食せずして撫てさ  
ずりをどし心をつくして介抱した、隣の人々も懇ろにいたせり、  
源太郎に物を食べて看病せよとすゝめるが源太郎は猶ほ食は  
ずに着病するので隣の人も致し方なく源太郎に同情して太郎兵  
衛に「お前が食せぬは何時までも源太郎は食べんから不憫である是  
非お前が食べて源太郎に食さすがよい」と懇に諷めて漸く太郎兵衛

が食すると源太郎もヤツと食事をするといふ風であつた。  
 太郎兵衛は病が治ると平常に復し、狂症が起るといふ此の通りで、源  
 太郎の孝養着病も前に述べた通り、いつも變ることなく、決してつとめて  
 一寸して居るのではない。まことの心から愁ひてかく仕へて居るので  
 あつた。

源太郎の内には田地が四反ばかりあつたが右の有様で源太郎  
 一人で、とても作りきれないから居至<sup>サシキ</sup>鋪と共に一反ばかりは源  
 太郎が自ら耕作し其外は人に作らせた、されば源太郎が家は實  
 に微かな貧しい暮らであつたから父か息災で家に用なき時は  
 山に柴や薪をとりに行き又は人に傭はれながら世を渡つた  
 けれども親の養ひは又ぐることもなく力をつくしたと云ふこ  
 とである。隣の人に雇はれた時は朝風く起きて飯を炊ぎ茶を沸  
 し菜の物をつくりなどして、あた、かき物を父にあたへて後自  
 らも食し、支度して食物などは此所にかくして置きありなどと

細々と語り示して、父の不自由なき様懇心に知らしめ、為すべき事  
 は為し了へて後出で行く、又食する頃を考へて帰り父に膳を進  
 める。雇主も其孝養に感心し同情をしたが、源太郎は決して恩に  
 なれ、雇はれたる家に迷惑をかけぬ様に気を遣ひ、其家の男女に  
 限らず老人の供によらす、誰に仕へても一様に立働きの云ひ付け  
 られたる仕事は何によりも力を惜しまず、急ぎのわざなりと云  
 へば、食事も最中まで移り、筆を止めて其まゝ立てつとめ、いさ  
 さかも否み怠る心かない。又人との交りも睦じく、殊に老人をば  
 わが親の如く懇子したるので人々皆その孝心の深くして行の甚  
 だ善きのを褒め称はれんだ。

源太郎は人の許で酒肴の馳走をうけ又は何にても珍らしき物  
 をもらへば、夫れを取らり帰り父にすゝめて慰めた。又もてなしの  
 内の肴なども包みて帰り、おれは嫌なれど人のもてなしをこれ



有りがたく、いたゞきて帰り奉る」とて父にすゝむるを常とす。その安貝、源太郎は嫌みはあらで父にすゝめんとの心からかくも細々と心をつくして年月重ねて変ることなく、その孝行の有様はとも詞にも筆にもつくしがたき程であつたから、隣の人々も深く感じて村の庄屋も申出で、それより上り申して終子忝くも藩主山内公の御聴子達し、孝行奇特なりと思召して父太郎兵衛一生の中、お倉米八斗を與へて褒めさせ給ふた。時に源太郎は年僅に十五歳、父の太郎兵衛は六十歳で、寛政五年癸丑の十一月十六日のことであつた。

源太郎がお褒にあづかる前に上りのお調べと云ふので、ひそかに其の實狀調査が行はれた。或時調査役人が源太郎の家を訪つれる源太郎は丁度此日北山へ柴(薪代用の焚物)をとりに行つて留守であつたが、夕方になつて馬に柴を負はせ、自らも大い柴把になつ

て元氣に帰つて来た。父太郎兵衛は源太郎を門前まで出迎へて懇心に源太郎の勞を犒ひ、源太郎もやさしく父に挨拶して曳き来れる手綱を父に渡すと父は之を受取つて内へ馬を曳き入れ馬の荷を卸し、馬の鞍をとつて馬を厩に入れてまぐさを與へた。源太郎は荷物を卸すと、父のすゝめるまゝに椽側に腰を掛けて、靜に草鞋を解き脚胼を脱いだ、すると父は急いで豫て溝して置いた湯を盥にとつて源太郎の前に運び来つて、又々懇にいたはりつゝ、盥の中にかみ入れた源太郎の足を洗ひ濯ぎ、乾きたる足拭布で足を拭ふてやつた。源太郎は憚りまじも、有り難うとも何とも云はずに椽に上つた。此の有様を一目見た調査役人は大に驚いて、聞いた口が塞がらぬ程であつた。早速年寄役岡田守八を呼出して源太郎を存子と云ふ申出は何に依て云ふか、今日余の見所は全く不埒千萬斯ク々々の次第で有つたぞ、と先に所見の一伍一什を物語つた。そこで守八を初

め未合せた里人一同が異口同音にその行為が源太郎でなく  
ては到底出来ない事である(一)事にて既に篤孝者たることが證せ  
られるとして、太郎兵衛の病症と源太郎が常に親の意に逆はず如  
何なる苦痛も耐え忍んで父を喜ばせ慰むことにつとめて居るので、如何  
父が言うとも仕様ともその心、まゝに仕へて居るので、世上一般の人の出事は  
ない事であると其心事行状をこまかくと説明したので、役人も聞けは  
聞く程その孝心に感心して帰つた云ふ話が昔から傳つて居る。  
其後も度々御褒詞を蒙り且つ種々の下され物があつた、探龍斎筆の  
山水の軸、御林など今に岡田に残つて居る当時の下賜品である。  
源太郎の門には孝行柱と云ふものが立てられて、並に木札が懸つ  
て居た、即ち藩主から旌表せられた標である。

孝子 源太郎

幅三寸一分  
厚四分 (材は檜板)

父の太郎兵衛は病身であつたけれども、終始一貫たゆみなき源太  
郎の父に仕ふる真心が天にも通じたであらう、父は老いて益々元  
氣に持病も次第にうすらぎて、樂しき餘生を送りつゝ八十歳ほどの長  
壽を保つて相果てたと云ふ。

げに、孝は四恩の第一とかや、世に人誰か父母をからん、誰も父母の鴻恩を  
知らざらむ、知りながら出来ぬのは、孝の一事である。  
明治 天白玉の御歌に

たらちねの親の心は誰もみな年ふるまゝに 思ひ知るらむ  
と、誠に御歌の心をくみて、早くより盡すべき孝である。あゝ、たつときかちよ、  
孝子源太郎。其言は世々傳へて鏡となるだらう。

宮地常雄 (西南役討伐陸軍將校)

天保八年丁酉六月八日高知城下に生る。藩士宮地六五、眞景の長  
男で幼名を銀馬と称し、後篤助と改め、實名を常雄と云つた。明治

維新後は常雄の名を専用した。幼時學を徳永達助、細川潤次郎、南部從吾等に學び、後藩館告に入つて文武を學んだ。長じて藩吏となり、明治四年六月五日御親兵となつて上京し、宮城敬言衛に任じ次で陸軍士官に昇進し、本籍を当村五十五番屋敷に移し、東京市に寄留した。

常雄は資性温厚篤實員で幼より克く孝に克く悌にして藩廳より其德行を褒賞せられしこともあつたが東京在勤中にも老父眞景に仕へて孝養を盡したので誰ふとなく孝行士官の綽名を得て當時有名であつたと云ふことである。

明治十年西南戦争起るや征討軍に従ふて出征し、今年十一月鹿兒島より東京に凱旋し、陸軍省第五局第二課に出仕し、全十二年熊本鎮臺輜重隊附に補せられ、陸軍會計吏副に補せられ勲六等を賜ひ從七位に叙せられ、同十四年熊本鎮臺輜重隊附を免せられ

れ、金澤鎮台第三大隊附二等軍吏に補せられ、次で大阪砲兵第二方面計官、姫路營所計官を経て砲兵第一聯隊第二大隊長心得を命ぜられ、同廿三年四月三十日陸軍一等軍吏で從七位勲五等を以て退職し(病氣のため)豫備役に編入せられ、病を以て帰郷療養中翌廿四年一月二日高知市の仮寓で逝去した、享年五十五歳。

因に嗣子光雄は會社重役で東京市に寄留して居る。

北。村嘉治藏 (カキ 總角)

嘉治藏は有名な力士であつた。天保元庚寅年当村永田に生れ、明治廿六年に六十四歳で病歿した。幼時から体格が丈夫で力が強かつた。身長が六尺二寸、体重が二十三石(壯時)もあつて脊力象に勝れて、角力も上手であつた。

嘉治藏の家は百姓で、幼少の頃から高知城下播磨屋町の永田屋と云ふ呉服屋へ奉公して居た。此永田屋は嘉治藏の家と同姓で

立田村永田から出て、一代にして御目見えを許される程の大所人になり上った者で、嘉治藏は此永田屋の最も隆盛な時代に奉公して居たものである（此永田屋三代にして破産した）。

嘉治藏が永田屋に奉公中に國府村國分寺の大石をかついで、世人を羨つと云はした。國府の堂の石と云つて今も國分寺境内にある大石で稀にしかかかづる者はないが、それを下駄履のまゝ、軽々と擔いで堂を（下）廻りして土俵の上へ静におろしたと云ふことである。又或時讃岐の金毘羅宮の大石を擔だとの事である。又香美郡吉川村吉原の氏宮の大石も軽々と擔いだ。此の吉原の氏宮の場合は、丁度或年夏の頃嘉治藏はうちで作った甜瓜マツワウリを瓜ウリに入れて行高に行く途中、余り暑いのので此の氏宮の木蔭へ瓜をおろして涼を納れる内、ふと境内に大きな番持石のころがりあるを見て、此に近づき草鞋はきの足の先まで動かして居た、すると近くの木蔭で草履をつくつて居た老人が嘉治藏に

こりやにいさん（他人の息子） てんごう（これも方言で、徒勞の意） すまい、お前ふ

んだ位で動くかいと嘲笑した。嘉治藏は微笑して笠をぬぎ静に其大石をかたいて、その老人に見せた。その老人は嘉治藏の大力を嘆賞

し、やがて氏宮をかけ出して近傍の人々を呼び集めて来て、嘉治藏に何卒今一度かたいで見せて下さいと懇願したが嘉治藏は最早時

も移つたから出懸けぬと瓜を賣り残しては困るから、又次にお目に掛

けやうと断つた。所が其老人は熱心に嘉治藏を説いて、且つその瓜

一笠はわしが周旋して此所で賣捌いてやらうとの條件附で、とうり嘉

治藏は之を承諾し笠を置いて笠を脱ぎ、此度は軽々とかたいで見せた。人々は其強いことに敬馬いたと云ふことである。老人は直に一笠の瓜を見

物人一同とともに賣捌いて呉れたから、嘉治藏はまだ八ツ（午後二時）にも

あらぬ内に我家に帰つて来たとのことである。三島村上岡の氏宮八幡宮にも大きな番持石があつて此も嘉治藏が

かたいだ と云ふので有名である。此所でも成年の夏嘉治藏が瓜瓜を  
にない据えて涼みながら足先で動かして居ると、その老人も嘉治藏  
を見くびつて「兄、てんごうすまいや、そりや永田の總角なりかたぐが仲  
々お前等のてこにや合はぞよ」と云ふので嘉治藏は可笑さをこらへて  
「おんちゃんよ、賭をするけよ、私がこれかたぐか」と云ふと、老人も負けぬ氣にな  
り「ええ、お前がそれをかたぐと云ふか、そりやなんでも賭けようぞ、若しもお  
前が首尾よくかたいだら、その瓜を残らず買ひ取らう」と云ふので「そりや、真  
實けよ、それがまことなら、私かえ、かたが、つたら、此瓜を一つ残らず見物人に  
馳走しよう」と互に確約して、さて嘉治藏は笠をとり悠々と石の傍に進み  
軽々と此をかたいだ、土俵の周りを三周した。観衆は拍手して嘆賞して、始  
めて此の田力が永田の總角関かと云つて感心した。此時も一同が喜んで甜瓜を  
買取つて呉れたと云ふことである。  
總角は腕の力強、黒元結をくり、はめ置きて腕を鈍げ力を入れると力強  
が隆起して元結のくりは忽ち切斷されたと云ふ。

又一舞踏へ一杯玄米を盛つて料の一辺を二つの指先で摘みて、軽々と  
持上げなぞした。酒をよく飲んだ酒量は人並以上で三空然りに一舞踏で  
酒の香を取ると云ふことをやつて、一舞踏の酒を飲まほして料をもらつた事  
もあると云ふ。  
斯くも力が強く舞力も上手であつたから、廿一家から相撲をとり始めて、取  
場は何處であつたか覚えておるが、余り負けたと云ふことを聞かぬ。  
当時場所へ出て相撲をとるものは相撲毎に上から前以て切紙がまは  
つて来るので相撲取は必ず前以て出場又は休場の届出をせねば  
ならん定であつた。嘉治藏は概ね出場して勝を制して居た。  
或時お抱へ相撲の錦山と取組み、總角は只一番で錦山を捻込みで  
負かした。錦山は此時、嘉治藏の強さを聞いて、入場しては、これども  
と云ふ、總角には得勝たまかつた。  
總角は亦未三三入り土俵か、いで通したが、年を取つてからは相撲作配役を

永田村誌

二〇四

務めて居た。

今永田の北村家に總角のいたいた賞買田や相撲宴に用いた空三尺の錦手の大青鉢が二枚ある。

此大青鉢は「永田の大きはち」と云ふて有名である。總角が一年城下の某陶器店が大地震で陶磁器を多く破損して廃業した際、誰も見向かない、此大きはちに目をつけて買求め、亦未相撲ある度に、門出宴に、勝祝の宴に、いつも宴を齎るゝのみ、此大きはちに料理を盛つて出した。

此は元来陶器屋が電元へ特別注文をして焼かした物で、空三尺、千羽鶴の金襴襦入で看板に使用して居た一對物。此の大きはち料理に自家醸造の酒が年に五斗は必ず相撲の客用として要つたのと云ふ。

嘉治藏は相撲を廃業して、腕の力を衰へず度々人を驚かす様事こゝとがあつた。四十六歳の時、破獄囚の逃げ行くのを追詰め、その影背を引つかみ持て、歸して居た警官に助力して捕縛せしめた事がある。

第四大区六小區立田村平民

北村嘉治藏

### 金貲圖

其方儀本年六月懲役場逃走者門田芳太郎儀村内森下壽之助方に潜伏罷在捕縛之為巡查立越候節共々致助力、芳太郎之談家裏口より駆出る際追詰警告に取付候へ遂に及捕縛に候段殊勝之働に付為賞譽目録之通下賜候事

明治九年七月

高知縣

嘉治藏の内は農業をして居たから秋の收穫時に稲を納家に取納れる時は嘉治藏はよく此を手傳ふたが、毎時も乾した稲を石入俵へ一ぱい空れて置くと此を嘉治藏は一人で口をとり縄でいはえて締め外庭から内へ持ち運んで仕舞うた。此は大変力のある業で普通二人がかりでも仲々出来にくいのに嘉治藏はいつも一人で引請けて軽々と束を降けて居た。

嘉治藏は相撲退隱後藩廳の御趣向方の新事業として、長岡郡

縮生村下田で石灰製造を始めた時、その灰屋の番頭に雇はれて久しく同所に勤めた。そして國內は東の安藝郡野根から西は幡多郡の宿毛まで石灰を発送し又借金にも度々出張した。

又上方(大阪)へも「のぼせ灰」と云ひて石灰を積出して居たので、その運送の爲め或は借金の上方向度々行つた。

或時朝未明に荒倉峠で掏摸に出遇うたが最初は此方を威嚇して居たが段々近づいて来てがっし嘉治藏を見て居たが何も云はずに彼は突然一生懸命で逃げ去つたと云ふことである。定めし嘉治藏の躰軀偉大の銀作の脇差を帯びて居たので賊が却つて怖れを覚えて逃げただらうと云ふことである。

此頃はまだ洋傘は高知市でもさす人は稀であつた。まして立田辺の郷方では誰も知らない位であつた。或年上方からの土産に嘉治藏は一本の洋傘を買つて来た。すると永田は勿論近郷近在の者までが言傳へ傳へて態々その洋傘を見物に来るものが引續いた。当は蝙蝠傘と云へは必ず白地

大きな大きな洋傘であつたやうな。

嘉治藏が石灰方に勤めて居る内、外へ出ぬ時は案外樂な事もあつたので色々面白い力競べをして遊んだ。或時米の四斗俵へ里汁を含ませた大も筆と結び付け、その俵を頭上に両手で差し上げて灰倉の白壁へいろは四十七文字を一氣に美事書き終へて喝采を博したこともある。

又何時の頃か詳でないが加治子米を拂ひに行つて其家の主人が、杉成りに積んだ米俵の中の一俵を指して「此を一回引抜いて又其俵を元の所へよく容れ得るか」との問に對して「出来ます」と云つて早速それを實行して強力をこゝに感心させた事もあるといふ。藩が石灰製造の事を止めた時嘉治藏は暫く其後を引請けて経営して居たが老年に及んで此を廃業した。

長男に亀四郎と云ふ者があつたが慶應二年寅年生れて、壯時身長五尺七寸余、体重廿二匁の偉丈夫で此亦力強く相撲が上手であつたから十七歳で取

かめをして、二十一歳で取り揚げをしたが、海南學校の大相撲の時には  
陶製の大賞盃を授けられた。此が二代の總角と云ふ名乗であつた。  
昭和六年一月十日に六十六歳で歿した。

北村誠三郎 (教育家)

北村誠三郎、名は久秀、通称は初め源太郎、後に誠三郎と改めた。立  
田村の郷士北村久高の男で、天保十二年丑年に生れ、永田に住して居  
た。幼より學を好み長じて、竹村東野の門に學び、後又岩崎秋暎の  
門に學ぶこと数年、學大に進み成績優秀であつた。學成りて智善館  
の教授となり、後自宅に塾を開いて子弟を教授した。近郷の子弟が  
風を望んで争ひまつて入門し、教を受けたので年と共に隆盛に廻いた。  
明治七年立田村に公立小學校が創設せられて村内の児童多く此に  
就學するに及び、誠三郎は同八年に私塾を閉げて一時立田小學校  
に教鞭を執つて居たが、後又退いて自宅で青年に教授した。凡そ其教

ゆる所は常に社會有用の人材養成を主眼とし、教育を以て己の任  
となし、前後約二十余年間教育に従事した。

誠三郎は性寡慾恬澹で父母に仕へて至孝、家を治むること儉約、虚  
飾を排除して、實踐躬行し、以て竹鞭を子弟に示したので人皆其徳を  
敬慕し教化遠近に及んだと云ふことである。明治三十年九月廿三日五十七歳  
で歿した。

長男傑虎家を継ぎ、高知市に住して居る、海軍大佐である、三男  
秀実は實業界に活動して居る

吉田房太郎 (日露役病歿)

吉田房太郎は立田村永田の吉田音三郎の男である。明治二十一  
年徴されて歩兵第二十二聯隊に入りて兵役に服し、満期退營後  
は農業に精勵して居たが、同二十七年戦役の際、動員令によつて  
應召軍務に服し、平和克復して凱旋した。然るに全三十七年日露



戦役の教養するや又々徴されて勇躍應召し、全三十八年一月後備歩兵第五十九聯隊に屬して出征し、清國の各地に於て勇戦奮闘して居たが、今年九月不幸病に罹つて後送せられ善通寺病院で療養中今年十月十一日遂に不帰の客となつた。時に年三十八歳。遺骨を大中立田村の墓地に葬り、墓誌がある。

故陸軍歩兵一等卒勲八等吉田房太郎墓誌

吉田房太郎君父を音三郎と云ふ君初等教育を受け農を勵む明治二十一年歩兵第二十二聯隊に入り三十七年後備歩兵第五十九聯隊に屬し三十八年一月清國に航し三月露國と馬群丹附近に戦ふ九月病て永陵兵站病院に入り善通寺に轉じ十月十一日遂に起たず享年三十八。君資性温順沈毅郷党に愛せらる其計に接し悼惜せざるなし君の父鑠<sup>明</sup>鑠<sup>實</sup>分を助け孤を育し能く家政を掌ぐ亦余慶なり。

友人 北村 浩  
横山正夫 謹書

中内光則 (教育家)

中内光則は立田村上唾内の士族中内光定の長男で、明治三年庚午五月五日上川原の邸に生れた。幼より明敏聰慧で衆童と異つて居た。小學時代から學業成績が優等で高知縣尋常中學校を首席で卒業し、後三年目に奮然志を立て北米合衆國に航し、自宮修學に努め、高等學校を経て、加洲大學の歴史科に入り、全大學を卒業して學位を授けられ更に進んで全大学院で殖民學を專攻して、明治三十六年十一月帰朝し、翌三十八年四月に聘せられて市立大阪高等商業學校の教諭となり從七位に叙せられた。尔来熱心に諸生を教育し、何れも其學徳に敬服して居たが、不幸病魔の爲めに全四十一年七月二十五日年三十九歳を以て長逝せられた。

著書に「パトリック顯理殖民地統活論」がある

因に中内家は長曾我部氏の時代から世に知られ名家で今は村内に中内家は三戸しかない、然も現住者は僅に一戸で他は村外に居住して居る。

北村三唾 (小説作家)

三唾は雅號で名は三治<sup>オサメ</sup>である、小説「石倉五左衛門」の著者として文名を唄はれた人である。

三唾は立田村永田の人で、父は北村<sup>タマサカ</sup>峻と云ふ西師、母は楠枝と云つて明治の初め會津征伐の時勇敢した北村長兵衛の妹であつた。

父の峻は自由党で有名な北村守之助の兄で初め名を俊若と云ひ次に峻治と改めて居た、處が三唾が出生したので非常に喜んで自分の名を一字分けて三唾に与へ、己は峻の一字名としたと云ふ。さて三唾は明治三庚午年永田に生れたが姉が二人、妹が一人の四人兄弟であつた。

弟であつた。三唾は十三歳の時高知共立学校に入つて學んだが、此頃から小説を讀んだり書いたりすることが大愛好きで、はや既に其作は相当良く出来て居たと云ふことである。明治二十三年、二十歳で上京して小石川区江戸川所に下宿して小説を畫日きはじめた。丁度此頃から尾崎紅葉の庇護の下に「新著百種の一冊」として「石倉五左衛門」を初めて發表した、尤も此時は硯友社に投じて居たが然し誰も其名を知らぬ程の駈出し者であつた。

此の三唾の新著は一種の生温い恋物語で持切つた中子人を世を茶化した三馬流の軽いユーモアが珍らしくあつたので忽ち世に認められた。此の初陣の功名に鞭打つて一屆自奮奮勵努力が来れば後日大名を成したであらうに、惜しい哉。三唾は性狷介不羈で常にコセツカズ又巧言令色人の憎嫌をとるのには尤も普通通の挨拶も欠き、氣に向かぬ時は格外不精不調法を續けると云ふ悪癖があ

つた為め、之に殃せられて紅葉には疎せられ硯友社にも居り抑れず  
 なつて、終に去つて都新聞に入り小説を書き居た。こゝでも  
 初の内は案外世評が宜しかった様であつたが、此処も三唾自身  
 に嫌気がさして来てとうとう東京を後にして岡山に下り山陽新  
 報社に入った。こゝでは蹄を馬骨と称して小説を書き一時馬骨  
 の名が岡山に揮つた。地方新聞の小説家としては相当の成功と  
 云ふべき程度であつた。然るに三唾が持つて生れた石碓落不韜の性  
 癖はこゝでも亦十二分に發揮し之が累をなして折角築き上げた  
 新聞記者の位置を棄て、阪神地方から岡山附近を流離するの  
 餘儀なき始末に至つた。斯くする内に三唾は病に罹つて九州の別  
 府に遁息し療病数年の後、大正二年の初冬に別府市の親友村  
 上登市の家で寥々落たる生涯を終つた。時年四十四歳。

墓は立田村大中の共有墓地にある

田に三唾の妻は備後の松永の産で今は孫と共に同地に居住して居る。三唾の  
 娘美登里は大正四年田村立田村組合小学校を卒業し夫を迎へて家をつぎ別  
 府市で一家を持つて居たが先年病歿した。

(本稿は内田魯庵の硯友社の昔の思出、江見水陰の講演、明治文壇の回顧、  
 高知新聞の一日話、若尾瀧水の北村三唾、北村洋一の北村三唾等によりて認め、  
 北村信助 (村治功勞者)

北村信助は安政三丙辰年立田村に生れて農を業とし居たが性温  
 厚敦實で質素勤勉業に努め、常に公共の利益幸福増進に盡精せ  
 られた。特に明治十二年から廿二年まで十年間立田村戸長の要  
 職にあつて村治につくされた。最も明治廿年十二月十三日付で田村の  
 戸長を兼務して西村の為めに日夜執筆せられた事もある。其  
 後明治三十七年に至つて又立田村長に選擧せられ八年七月一日迄つ  
 とめた。斯く前後十餘年間立田村、西村治に功績が甚く多い。

大正三年三月海外拓殖に志し海を航して南米伯刺西國に到り拓殖に従事せしが不幸間もなく病を獲て次男可納の侯寓で逝去した。享年六十歳。墓は当村神木内の先榮の次に遺髪を葬つてある。

因に長男澤吉は文學博士で廣島大學の教授である。

信助は十六七歳頃より村治に関与し、又牧牛會社を設立し或は山林開拓をなす等殖産興業にも盡力せし由なるに研究資料なきを以て猶ほ調査の上後日本橋の増補訂正をなす考である。

宮地彦三郎 (勤王教育家)

宮地彦三郎、名は眞雄、通称は庫吉、從彦三郎と称し、維新後は通称を以て名とした。天保十三年高知城下に生れ、十七歳の時京都の藩邸より脱走して、天下の志士と交り勤王につくした。度

々幕吏の壓迫をうけて危難におちいり、姓名を改め衣裝を變じ、医者となり、画工となり、公卿梅園家の赤勤侍となりおどして京阪の間を奔走し、後阪本龍馬の海援隊に投じて長岡謙吉を助けて隊務に従ひ、阪本隊長凶刃に斃るゝや、同志陸奥宗光、岩村高俊、大江卓、藤澤潤之助、澤村總之丞等十六士と共に京都の天満屋に幕府の新撰組及紀藩の三浦安を襲撃して敵艦を寒からしめ以て勤王同志の士氣を鼓舞し、或は高松征討に、塩飽役の鎮定に従ひ、明治維新後琴平地方及小豆島、塩飽諸島の民治に盡力して功があつた。其後諸官を経て明治七年時勢に感ずる所があつた為の断然官を辞して歸郷し、此より奉公の道は國民教育より急なるものなし、小学校令の定むる所に遵ひ終生育英の道に盡力すべしとて、旧友同志の諫止をもきかず、立田村に居を移し、此より小學教育に従事して赤貧に甘んじ、只管自ら恩の萬一に報ひ奉らんことを期し、尔来明治三十九年四月まで三十三年間微力

を致し、老を以て退職し、大正五丙辰年十一月廿五日病で卒した。時に年七十八歳。彦三郎の讃岐を去つて京都に轉任したは明治三年の早春であるが、其後間もなく本島村民は彦三郎及び其部下の神靈を祭つて今も猶小坂部落の鎮守神として居る即ち香川縣仲多度郡本島村小坂の八島神社がそれである。

南部義篤ヨシノブ (國字改定羅馬字論者)

南部義篤は立田村の庄屋職岡田慶次重義の次子で天保十一庚子年に立田村で生れた。幼時藩の陪臣南部七藏の家を嗣ぎ十六歳の時江戸に祇役して砲術及蘭書を學び、大に悟得する所があった。明治二年に創めて羅馬字を以て國字改定を行ふべしと主唱し、尔来羅馬字ひろめ會等起して終生此事に盡力した。最初此の論をなすや世人皆其突飛なる議論に驚き中には義篤を目して國賊まりと罵り攻撃するものさへあつたが、義篤は

毅然として痺むことなく、國字改定は實に國家の大事業で一日も忽にすべき問題ではないと益々此れが速進運動に努力した。即ち之を文部省に建白したり、衆人に講演したり、或は羅馬字普及の會を起したり、羅馬字で各種の著書出版したりした。されども熱烈にそうした運動の効果と云う物は、其程度はつきりとは顯れず未なかつたが漸次年を重ねるに従つて識者の世覺醒を促かし、近來は頗る羅馬字論が盛になり、小學校の生徒まで羅馬字の読み書きが出来るまでになつた。此は要するに義篤等が夙に之を唱導し普及を奨励したに因るもので、その功績は實に大なりと謂ふべきである。義篤は又嘗て改組論を当路者によつて当時の組頭陸奥宗光の知る所となり、租税寮屬に登用せられ、次で左院屬に遷つたが此間にも改組策や修組策を上つて夙に地租改正を論じて居た。然るに此議論も當時は早速に行れなかつたけれども後になつて實現せら

れた。其家良施に当り当路の官長が義篤壽が先年献策した時に實行せずして今始めて実施するに至つたのは実に残念であると嘆かれた。その年、義篤は明治三十年に廣島大林区署長に轉じ次で枋木縣大林區署長に轉じて、居ること数年で官を辞して歸縣し、高知市巾島町の自邸に閑居して老を養ふた。義篤は和歌をよくし、土佐千代の友と云ふ歌の會に關係し又正則漢學を興すふどしたが大正六丁巳年三月に病で卒した。行年は七十八。遺骸は郷里字大中に葬られた。

因に義篤の養嗣子は現高知市収入役南部博である。博は立田村池義壽の第二子で義篤の甥に當るものであつた。

故南部翁追悼會の祭文

懸卷母恐支南部義篤壽主乃御影乃廣前爾宇豆乃豊神酒豊饌乎奉氏恐美恐美申左久

現世爾坐之程波御主爾引加例互歌乃中山踏分介之千代乃友垣等

今日廣前爾歌乃圓居乎爲之 秋懷舊乃言州留事々各々詠互奉里淺が良奴恩頼乎思比清々之支大御心乎慰奉良年乃須奉留御郷良饌波手底母也良々々爾打上云赤舟乃穂爾聞食聞上今奉留歌波僻言有年乎婆直日乃大御心爾見直聞直之天乃斑駒乃耳乃彌高爾聞食互今由後母歌乃中山左也々々爾分入良之米互千代乃友垣幾千代母立榮之米賜爾止十六自物膝折伏鶉自物顚根突抜互恐美恐美申須

大正六年十二月十六日

濱田四嚴 立彦

色ふかりき庭の紅葉はありしよをこふる涙の雨や染めつる 南部博

秋の水の板井にやどる影にぞに君まし、世の光しるしも 依岡珍麻呂

北村守之助 (憲政功勞及村治功勞者)

北村守之助は香美郡立田村北村段之進の二男で天保八年六月十五日を以て全村永田の邸に生れた。性豪放大膽で細良

北村守之助

百五十一

に拘泥せず、初より武技を嗜み熱心に劍術を學び、胴切りの名人となる。明治元年召されて、迅捷隊に入り東征軍に従ひて各地に轉戦した。會津城攻撃の際、彈雨を侵して前進、勇戦して功があった。凱旋後功を以て士格に列せられた。

尔来家居して農事に精勵し、水稻二期作の研究試作を繼續し、数年の後漸くその栽培法を体得して、希望者に種子を頒ち栽培方法を傳授する等、農事の改良進歩に盡す所が多かつた。水稻二期作は斯くて少しく流行せしむ未だ研究の定らざる所があつて、萬全を期し難きより、又一時衰運に向つて居るが近年又其栽培各地で盛に行はれる様になつた。蓋し守之助が明治初年よりその栽培に留意し、研究を重ねし功勞大なりと謂ふべしである。

明治十五年五月板垣退助の主唱で海南自由党を組織して自由民権論をとるに及び守之助は之に入党加盟した。当時香美長

岡西郡の先輩は多く國民派に屬したけれども、守之助は其主義綱領に共鳴して卒先入党した。此の頃香美郡で自由党に入党した主立つ者は守之助と片地村の樽内庄三郎、岩村の山本取貞一郎等の数名であつた故に、敵党は深く守之助を疾視して、数回壯漢をして守之助を襲撃させようとして居るも、始終守之助の膽力技量に畏れて敢て發せがた。

明治十三年に始めて縣會議員に選ばれ、第一回の高知縣會議員となり、今三十六年まで前後數回選出せられて、今副議長、常置委員、参事會會員等となつて縣政に参与した。

其他縣農談會、及勸業會の創立に盡力し、其等の役員に選ばれ、勸業諮問會會員、地方森林會會員、香美郡農會會長等をつとめ、又明治十六年以來數年間繼續して物部川堤防修繕部長及び山田堰土功組合長等に就任し、又居村では明治二十二年より今三十五年春

までと全廿六年から全廿七年十月まで前後十五年間村長の要職にあつて傍ら全廿七年から香美郡報公會、香美郡兵事會等の幹部並に立田村の兵事會會長、全農會會長などを兼務して縣内外に活躍した殊に日清戦役中は出征兵士の見送り、傷病兵士の慰問、戦病死者の遺骨迎へや埋葬、玄會、葬、全遺族の弔慰等に奔走して實に席温まの暇がなかつた。

明治廿五年の衆議院議員の總選挙の際には時の内務大臣品川彌次郎が警察権を乱用して民党を壓迫したとの噂があつた、所謂選挙の大干渉が行はれたと云ふことであるが、其眞否は兎も角として、此の時の官民の軋轢は極度に達し到る死闘を演じ腥惨たる有様であつた特に高知縣は全國第一位と称せられた。今年一月二十六日の夜、反對党の暴徒百數十名が手に々々棍棒、竹槍、抜刀などを持つて守之助の邸宅を包圍襲撃し、散々家屋を破壊し且つ室内に乱入して守之助を求め危害を加へんとしたので、それまで表座敷に静坐して居た守之

助は最早や耐え切れずして襖を開けて「守之助は茲に居るぞ」と云ふや暴徒は象を恃み矢筈に打ち懸つて来たので守之助は直に應戦して先頭に立つ暴徒の腰を切つた、次々に龍衣ひ来る暴徒を三人まで傷つけた、是に於て暴徒等此の勢に辟易して先を争ひ敗走してしまつた。此の事件<sup>は</sup>當時の選挙騒動中でも最も甚しく、且つ有名なもので、帝國議會に於て代議士武市安成が此を持出して問題となつた程である。此によつて之を視るも當時守之助が憲政運動に對して如何に有力な地位に居て、如何に敵派に畏怖されて居たが分る。元来守之助は明治十五年以来の自由党で古参組である。全二十年の五月十五日に大阪の中島自由亭に於ける全國有志の大懇親會にも守之助は息子の内藏馬(後名浩)と共に党の総理板垣退助に隨ふて遙々上阪参加した。當時本縣より出席せるものは西山志澄、池田忠助、北村守之助等計々たるものみ二十余人であつた。



同年十月三大事件の建白があつた。地租の軽減、言論集會の自由、外交策の挽回等を政府に建白したのである。此が為め全國諸縣から委員や惣代、有志青年等が續々として、各々建白書を懐中し、袖を連ねて上京し、天下の志士都下に満つと云つた有様であつた。土佐からは片岡健吉以下五十八人が上京した。守之助も其一入であつた。各惣代は右の建白書を元老院に提出して後、内閣の各大臣元老院議員等を歴訪して事情を開陳し、百方建白の趣旨貫徹に苦心した。全十二月廿六日に政府は突然保安條例を發布して政客を都門より放逐した。高知縣人は此の命を受けたものは守之助等前記の二百参十人であつた。斯の如き經歷を有する守之助であるから、敵派も常に疾視して居たのも無理なるぬことである。

以上述べし如く守之助は憲政々治の運動にも所村自治の爲にも盡す死が如く、村の恩人とも云ふべき人物であつたが、大正八年五月五日八十三歳の

の高齡を以て逝去した。

因に胎中代議士は本年憲法發布五十年を記念して東京市に全國の憲政功勞者の氏名を刻した一大記念碑を建設した。その功勞者中に北村守之助も加つて居る。

北村千代太郎 (陸軍少將)

北村千代太郎は立田村百三十九番地士族北村忠納キヨナリの長男である。明治八乙亥年十一月四日を以て生る。高知縣立海南中學校卒業後陸軍士官學校に入り、全卒業後明治三十一年六月陸軍歩兵少尉に任ぜられ近衛歩兵第四聯隊附に補せらる。同年七月正八位に叙せられ全三十三年十月陸軍歩兵中尉に任ぜらる。全三十六年八月陸軍大學校に入校して、全三十七年三月に歩兵大尉に、全五月に正七位に、全廿八年三月近衛後備歩兵第四聯隊附を免ぜられ、近衛歩兵第四聯隊中隊長に補せられた。同年八月獨逸皇帝より赤鷲第四等勲章

を贈與せられた。其年十二月に連衡歩兵第四聯隊附に轉補せられた。同三十九年四月には、明治三十七八年戰役の功に依り勲五等雙龍旭日章を賜った。全四十一年十二月陸軍大學校を卒業した。同四十一年十二月陸軍士官學校教官に轉補せられた。全四十二年五月第十三師團參謀に轉補せられて、その七月に從六位に叙せられた。同四十三年十月歩兵少佐に任ぜられて、歩兵第六十九聯隊大隊長に轉補せられた。大正元年八月に第十八師團參謀に轉補せられた。全三年五月に勲四等瑞籙員章を授けられた。

全三年七月に正六位に叙せられた。全四年十月には大正三、四年戰役の功に依り功四級金鵄勲章並美年金五百円と旭日小綬章を賜った。全五年一月歩兵中佐に任ぜられて、歩兵第四十七聯隊附に補せられた。全六年八月小倉聯隊區司令官に轉補せられた。全七年十二月に

歩兵大佐に、全八年從五位に進められた。全五年五月には勲三等瑞籙員章を授けられた。

大正九年三月歩兵第三十六聯隊長に補せられた。全十年十月には大正四年乃至九年戰役の功に依り旭日中綬章を授けられた。全十二年八月陸軍少將に任ぜられ、歩兵第三十四旅團長に補せられて、その年十一月に正五位に叙せられた。

大正十四年五月本職を免じ豫備役仰付られ、全十年六月特旨を以て從四位に叙せられた。蓋し此は病氣に付現職を退き療養中の所一時病危篤におちいり、其狀畏れも天聽に達しかくは有難き事沙汰を拜したる次第である。然るに其後一時病勢小康を保ちしも、全十年十一月に至りて遂にたゞず、五十一歳をもつて逝去した。

宮地貞雄 (醫學博士、軍医大佐)  
宮地貞雄は立田村士族宮地彦三郎の二男で、明治十七甲申年一

月四日に生れた。高知海南中學校、東京府立第四中學校を経て、明治三十六年八月一日千葉醫學專門學校に入り、同三十八年三月十日陸軍々醫官(衛生部)依託生となり、同四十年十一月全校を卒業して陸軍見習医官となつて近衛歩兵第一聯隊に配賦せられた。翌明治四十一年三月医師免許證の下附をうけ、同六月廿九日陸軍々医少尉(當時は三等軍医)に任じ、同四十三年十月(軍医中尉(三等軍医)大正三年六月(軍医大尉(一等軍医)全十年四月(軍医少佐(二等軍医)全十四年三月(軍医中佐(二等軍医)正)昭和五年八月(軍医大佐)に累進し、仙臺衛成病院(今の陸軍病院)長に補せられた。同六年四月第二師團留守軍医部長を兼務し、同八年三月十八日第二師團軍醫部長に補せられた。此間近衛歩兵第一聯隊附、騎兵第七聯隊附、第七師團軍医部、東京第一衛成病院附、青島軍政署附、青島守備軍陸軍部附、野砲兵第六聯隊附、熊本衛成病院附、歩兵十三聯隊附、善通寺衛成病院附、台湾歩

兵第一聯隊附、台湾軍医部員、青森衛成病院長兼歩兵第五聯隊附、仙臺衛病院長を歴任して軍医部長に至る。

又官命により陸軍々医學校、東京帝大医学部に學び、更に公教方の傍、昭和五年八月より東北帝國大學医部に入りて、醫學並に藥物學の研究に従ひ、昭和八年二月十日論文を提出して、醫學博士の學位を授けられた。

同年四月廿九日滿洲事變の功に依り、勲三等瑞寶章を授けられ、同年九月正五位に叙せられた。

同九年九月一日退官し、滿洲國政府の招聘に應じて、吉林國立醫院院長兼吉林醫學校長となり、全土月赴任、就職した。而して同國立医官薦任一等を以て遇せられ、二級俸を受けて居た。同十年滿洲國皇帝訪日紀念章も授けられた。全十一年四月一日滿洲國より一級俸と給せられた。翌二日豫て研究中の全圖發疹チフスの為めに、吉林陽明街の仮寓で殉職した。享年五十三歳。逝去の

報傳はるや内外人共に痛惜し、満洲国皇帝は貞雄が生前刀圭界  
 と其教育界に於ける功績を思召されて特に勲三位に叙し、同景雲章十を授  
 け賜ひ、且つ今月六日吉林医學校に於て國立醫院院長を以てその告別  
 式を執行せられた。如斯は同国医界空前の事であると云ふ。  
 貞雄は資性温厚で公職にあるや熱誠匪勉で、患者に接するや懇切  
 丁寧で貧富尊卑の区別なく、常に国民の衛生思想の向上普及と医薬商業  
 者の教育の改良進歩等に盡精し、且つ全国の地方病の根絶に志し日夜其  
 研究に努力して終に悪性を滿洲千ブスを感深して職に殉じたのである。

岡田重久 (陸軍中將)

岡田重久は立田村士族岡田重行の長男で明治三庚午年十一月  
 十五日今村三百六畝地で生れた。幼時立田小學校に學び、後家庭で  
 農業の余暇伯父宮地彦三郎に就いて日夜勉學した。性温厚は寡  
 黙一見愚鈍なるが如く、然も忍耐強記で、事に当れば精勵し、成らざ

れば息まぬと云ふ決でやつたから、何時も成績がよく學つたと云ふ。

年十七歳の頃突然家出して東京に上り、親戚南部義篤邸の寓に入り、乞ひて  
 其書生となり、獨學で陸軍士官校入學の準備をなし、非常な辛酸を嘗  
 めた結果、遂に優等生の成績で明治二十三年十二月陸軍士官候補生に合格し、  
 九月歩兵第十二聯隊に入隊、全廿四年十一月陸軍士官學校に入校し、同廿六  
 年七月全校卒業、全廿七年三月陸軍歩兵少尉に任官し、歩兵第十二聯隊附  
 に補せられ全廿八月に正八位に叙せられた。折柄全年夏日清我役が起つ  
 たので、全六月征清軍に従ひ、朝鮮の釜山に上陸し、京城平壤、義州を  
 經て清國の九連城より鳳凰城に至り、各地に連戦連勝した。清國は  
 終に降伏して和を請ふに及び、全廿八年七月凱旋した。全十月に全我役の  
 功に依り功五級金鵄勲章及勲六等瑞寶章を賜はった。

全廿九年歩兵中尉に任じ、全三十一年十二月陸軍大學に入學し、翌年三月歩  
 兵大尉に進められ、全廿四年十月優良の成績で陸軍大學を卒業した。

同三十五年十一月参謀本部出仕、全廿六年二月参謀本部員に補せられ、全廿七年二月日露兩國の國交断絶して大本營の編成と共に大本營陸軍参謀を仰付られ、全廿六年六月滿洲軍總司令部の編成と共に滿洲軍参謀を仰付られて出征した。全廿八年歩兵少佐に任じ、全廿九年第十師團参謀を仰付られ各地に轉戦して全三十九年一月凱旋した。

全廿四年に明治三十七、八年戰役の功に依り功四級金鷄勲章及勲四等旭日章を賜つた。

同四十年五月歩兵中佐に、大正二年二月歩兵大佐に、同六年八月陸軍少將に歴任して、同十年八月陸軍中將に任ぜられた。そして全廿十年十月に勲二等瑞寶章を賜ひ、全廿二年に現役を退いて正四位に叙せられた。

爾來東京市四谷区大番町八十番地の自邸に閑居して居たが昭和十一年丙子七月廿五日負傷して慶應大學病院に入院加療中急性肺炎を併発して全廿八年八月八日に逝去した。行年六十七歳。東京府多摩郡葛城に

墓

現役中は歩兵第四十三聯隊副官、陸軍士官學校生徒隊附、歩兵第四十四聯隊中隊長、参謀本部員、歩兵第三十九聯隊及第五十九聯隊附、静岡聯隊区司令官、青島守備歩兵第四聯隊長、第十二師團参謀長、台湾第一守備隊司令官、歩兵第一旅團長等に歴補せられた。

退官後は本籍を東京市に移し、謡曲、仕舞、書、画、俳句や蘭菊等の栽培をなし或は全地から滿鮮各地は勿論、北支までも旅行して風光を探り、自適の愉日月を送つて居た。

四に長男重一は歩兵中佐、三男重美は砲兵少佐、三男は歩兵少尉で何れも目下支那に出征従軍して居る。

岡田益實 (支那事変戦死)

陸軍歩兵伍長岡田益實は立田村岡田富吾の長男で、明治四十四年十月廿五日生である。さきに上海事変に出征し、今回又支那事変

に依り應召出立して勇戦し、羅店鎮に於て壯烈なる戦死をとげられた。

いま論功行賞なく又その奮戦の状を十分に知るを得ず、為め本稿も實に簡潔ではあるが以下二勇士の靈と共に必ず靖國神社に合祀せられ其偉勳と盡忠報國の赤誠は千歳竹帛に垂れ、国民教仰の的となることであらう。

吉田正（支那事変戦死）

陸軍歩兵上等兵士吉田正は、大西連隊二連隊日立田村に生る、性温良機敏

であった。支那事変起るや出征軍に従うて、中華民國に入り各地に轉戦し、昭和十二年十月三日江蘇省揚家村で壯烈な戦死をとげられた。

杉本垣（支那事変戦死）

陸軍歩兵上等兵勲八等杉本垣は、杉本貞吉の三男で、明治四十三年五月十六日立田村に生れた。嘗て上海事変に出征し、勲功によって勲八等に叙せられたが、今次支那事変に従軍し各地に轉戦して花々しき働をなし、昭和十二年十月十六日江蘇省南梅宅で壯烈な戦死をとげられた。

第三十五、天正時代の住民と地高の今昔等

天正時代の立田の住民と立田に給地があつて自作して居た者を天正地檢帳によつて拾ひ上げて見ると下の如くである。

上陸内では中島與兵衛、柿内十兵衛、柿内三郎衛門（柿内三郎右衛門ともある）、今一人か又別人なるか未詳、吉良権進、大町藤右衛門

（大町藤衛門と言けるものもある）、今一人か又別人か未詳、金田寺等は其給地を自ら耕作して居るものである。

又上陸内に給地を有して、そこに居住して居るものと他人の給地に

居住して居たものは

中屋敷、北 柿内三郎右卫門 給地 二十五代（今身五歳半）中ヤシキ

平十屋敷、南 新次 十五代 出十六代二分（今身六歳八歳）中ヤシキ

平十屋敷、西 新兵衛 二十五代 出十六代三分（今身七歳十五歳）中ヤシキ

平十屋敷 大郎左衛門 三十一代 出七代（今身七歳十三歳）中ヤシキ

コカカイノ南 與三衛門 四代出七代(今日の二反四歩) 中ヤシキ

全字 南 藤衛門 二十五代出五代(今日の六反歩) 下ヤシキ

大町屋敷 大町藤右衛門 四代出廿五代(今日の五反三歩) 上ヤシキ

全 北 五郎左衛門 二十五代出十五代(今日の八反歩) 上ヤシキ

全 北 惣五郎 一反出廿五歩(今日の一反四歩九歩) 上ヤシキ

全 北 助二郎 二十五代出十八代(今日の八反廿二歩) 上ヤシキ

全 北 孫三郎 二十二代出土代(今日の六反廿歩) 中ヤシキ

全 北 忠七郎 三十代出土代四歩(今日の八反十歩) 中ヤシキ

全 北 道立日 給地 二十五代出七代三分(今日の六反十五歩) 中ヤシキ

全 北 金田寺 給地 二十代出九代(今日の五反廿四歩) 下ヤシキ

以上の内、給地とある分は自分の給地に住する者で他は人の給地に住居する者である。此等は主として侍の給地の分にて住民は別にまだ有つた事かとも思はれる。此等は猶ほ調ぶべきである。出何々と所記せるは

〇〇〇〇〇〇〇〇 南 與三衛門 甲代出七代(今日の一反三歩) 中ヤシキ

全字 南 藤衛門 二五代出五代(今日の大反歩) 下ヤシキ

大所屋敷 大町藤右衛門 甲代出廿五代(今日の一反三歩) 上ヤシキ

全 北 五郎左卫門 二五代出十五代(今日の八反歩) 上ヤシキ

全 北 惣五郎 一反出廿五歩(今日の一反四歩十九歩) 上ヤシキ

全 北 助二郎 二五代出七代(今日の八反廿二歩) 上ヤシキ

全 北 孫三郎 二三代出土代(今日の六反廿歩) 中ヤシキ

全 北 忠七郎 三代出土代四歩(今日の八反十歩) 中ヤシキ

全 北 道立目<sup>給地</sup> 二五代出七代三分(今日の六反十五歩) 中ヤシキ

全 北 金田寺<sup>給地</sup> 二三代出九代(今日の五反廿四歩) 下ヤシキ

以上の内、給地とある分は自分の給地に住する者で他は人の給地に住居する者である。此等は主として侍の給地の分にて住民は別にまだ有つた事かとも思はれる。此等は猶ほ調ぶべきである。出何々と所記せるは

# 欠



# 欠

土居全 北 三郎右衛門、十七代（今の三畝十歩）中ヤシキ  
土居全 東 與五郎、十五代（今の三畝）中ヤシキ

東 善衛門、十七代（今の三畝十歩）中ヤシキ

東 五郎衛門、十六代（今の三畝六歩）中ヤシキ

南 弥右衛門、三十六代（今の七畝九歩）中ヤシキ

東 彦衛門、十五代（今の三畝）中ヤシキ

六ヶ力内、北 德弘修理、給地、三十代（今の六畝半）上ヤシキ

源兵衛東ヤシキ、北 德弘孫八、給地、三十四代（今の六畝廿四歩）上ヤシキ  
と相 本庄八畝半七存を

土居 德弘三郎衛門土居、四方土根

德弘三郎衛門、給地、二十三代四分（今の四畝廿二歩）上ヤシキ

全 西ソトニ懸り有 次郎四郎、十代出十四代（今の四畝廿四歩）上ヤシキ

二ノ八ノイ 三郎二郎、三十代出八代（今の七畝十八歩）上ヤシキ

全 南助兵衛、二十代 出五代（今の五畝六歩）上ヤシキ  
 大 中、四方より、新兵衛、四十八代三歩（今の九畝五歩）上ヤシキ  
 前、田、南 大町藤助、給地、四十九代（今の九畝四歩）中ヤシキ  
 全 北 角田甚兵衛、給地、出三代歩（今の八畝二歩）上ヤシキ、  
 四十代  
 遍正寺、キミタ有、遍正寺、永樂寺持、一反十四代四歩（今の二畝二八歩）上ヤシキ  
 長、右、カ、定、達、ミ、テ、所、懸、テ、立田孫七郎、給地、三十八代（今の七畝八歩）中ヤシキ  
 全 西 山本吉兵衛、給地、出二代四歩（今の八畝一歩）中ヤシキ、  
 四十代  
 全 西 次郎太郎、四十代 出四代（今の八畝四歩）中ヤシキ  
 全 北 岡本源左五郎、給地、十五代（今の三畝七歩）中ヤシキ  
 石、前、西 介左衛門、本十五代、十三代（今の二畝十歩）中ヤシキ  
 全 西 藤三郎、四十五代四歩（今の九畝四歩）上ヤシキ  
 全 北外カケテ、三郎太郎、三十代、出七代五分（今の七畝十七歩）中ヤシキ

全 永樂寺、キ、一、反、三、三、代、（今の二畝四歩）下ヤシキ  
 全 郎衛門、四十代 出三代歩（今の八畝五歩）上ヤシキ  
 上、淵、一、一、三十代 出十代（今の八畝一歩）中ヤシキ  
 全 東 藤兵衛、三十三代二分、本四十代、有（今の六畝二歩）  
 大、前、左近衛門、二十八代三分（今の五畝二歩）上ヤシキ  
 全 東 岡本與三郎、給地、二十代 出九代二分（今の五畝六歩）上ヤシキ  
 立、田、土、居、立田神左衛門、給地、三十代、出五代、（今の七畝一歩）中ヤシキ  
 ケ、ケ、窪、南、南嶋崎與四郎、給地、十五代、出十七代二分、（今の六畝十三歩）上ヤシキ  
 以上四十三戸の中、寺が二、侍屋敷が十一、其他が廿九戸となつて居る  
 因に寛永十年、天正十六年の地檢帳を書寫校合の結果、立田村の  
 總反別は、高九九町五反三七代四歩、内本田八一町八反二四代三歩、  
 全出田、分九町三反二代四歩、本屋敷の介五町二反三代一歩、出屋

敷の分一町二反一三代、本白田の分一町二反四三代一歩、出白田の分十九代定其凡の分八反一三代四歩」となつて居るが其後享保十五年六月の地檢の結果立田村の総地は九六町六反一三歩(内四十六町余は新法檢へい其内譯は田が約九十四町歩、白田が約八反一四歩、川成四町八反歩の三反や屋敷畠も以上へ合算してある)となつて居る。

昭和の今日現在で民有地だけでも合計一五〇町歩、内田約一三八町三反歩、畑約三町歩、空地其他が九町余となつて居る(詳細は前掲参照) 時々の変遷と共に田畑空地等も面積に於ても、位直に於ても種々と変遷消長のあること俾はれる。序に享保十五年の立田村に於ける侍の知行をあげて置かう。

- 羽田縫右衛門 知行地 約二町三反歩 (概数をあげ以下全)
- 酒井利右五郎 全 〃三町歩
- 深尾権進 全 〃三町歩

- 岡田又兵衛 全 〃七町歩
- 乾彦十郎 全 〃二町五反歩
- 久徳勘助 全 〃五町三反歩
- 瀬戸直庵 全 〃七町四反歩
- 坂井益右衛門 全 〃六町五反歩
- 馬諾丈右衛門 全 〃三町八反歩
- 美濃部源六 全 〃五町歩
- 前野新五郎 全 〃三町歩
- 大庭彦三郎 全 〃五町三反歩

参考

天正十六年(三五年前)より寛永十一年(三〇五年前)までは四七年で。又天正十六年から享保十五年(二九年前)までは一四三年である。

郡名について

明治四年十月 太政官 達

土佐國 安喜郡ハ安藝云、香我美郡ハ香美ト文字 被<sub>レ</sub>相殿<sub>二</sub>候事<sub>一</sub>

右によつて今日の安藝郡は明治四年十月以前は安喜郡と書いて居たこと  
とが分る。又我<sub>カ</sub>香<sub>カ</sub>美<sub>ミ</sub>郡は香我美郡と書いて居たもので現に立田村  
の西方、長岡郡との堺にある郡界石標柱ハ縣道高知徳島線路北側  
にも從<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>西<sub>レ</sub>長岡郡 從<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>東<sub>レ</sub>香我美郡と刻してある。

香美郡はカミグシ又はカミゴホリではなくて、昔と文字は教に於て一  
字だけ減少して居るが訓方、と云へ方は昔も今も更<sub>カ</sub>ることなく。

かがみ<sub>カガミ</sub>じほり又はかがみぐんと云ふべきである。明治四年以前にも香美、香我美の  
ニテが行はれて居たのは香美に公定

かがみの郡名の起原に就ては定説がない郡中を土佐第三の大川 鏡川<sub>カガミ</sub>が  
貫通して居るから其平野をかがみのと云ひ郡名をかがみ郡と云つたであらうと  
も云ひ。又昔かがみの連<sub>カガミ</sub>家主か治むる所であつたから起つた郡名だとも、片地村  
夢野の水涯に鏡石があつて往來の人をてらし寫したから鏡岩ある郡の意で起つたとも云ひ。

第三十六、 姓氏と紋章

われもまた高御産巢日の末なればその中ごろは免にも角にも。  
右の古歌の意の如く吾々は吾界無比の皇國に生をうけて皇恩に  
浴しつゝ、あることは無上の幸福である、吾々は智徳を研いて日夜  
精勵してやむことがあつてはならん。又生業をそちのけにして不  
生産的な夏に始終か、はるのは良くない、吾々の祖先はいづれも  
一つの天和民族として尊い高御産巢日の神衣裔である。又直系統  
でなくとも幾千萬年の間に融化合流して廣義にはこの神  
の末であると申され得るから、祖先の内には不良なものが有うと  
立派なものが有うと、それはともかくにも、吾人は大に力めて國  
恩にむくひ皇恩の万へに報じる覺悟が必要である。さりながら  
當中に祖先を崇敬して報本反始の精神を忘れてはならん、自ら  
祖先を忘れ、家と忘れて報賽齋家をなほざりにするものは概

立田村誌

①百六十四


我郷土を忘れ、國家を忘れる者である。此の如き者は「忘れる」と云ふよりも祖先の鴻恩、家の恩を知らぬと盲目である。手近い我が家も我が祖先の因心惠も見えぬ程の盲目であるから、国恩も皇恩も到底その心眼にはうつらない、所謂大盲目である。吾々は自己の家を知り祖先を知つて、そして片時も之を我身から放してはならん、家即我、祖先即我、で決して我の我であつてはならん。此の如き考は進んでは我は皇國の我、陛下の赤子我、となり、一舉手一動も我儘私慾の我であつてはならん。只各自祖先を判明する丈けは判明にし、各自に祭祀を怠らず、家の今日あるを感謝し、我の今日あるを感謝せよ、水はならん。決して祖先が侍でなくとも、城主でなくとも、名士でなくともよい、如何なる方でも祖先は祖先で、他にかけ代のない極めて尊い方であること、思つて、その英靈を祭らねばならぬ。

まして何百年以上もたつて居る祖先の内には立派な方も偉い方もあ

つことを聞下り、記録にも止めず、又その墓を祀らざりて年を経、代をかへる者が多いから益々祖先の事が分らぬ事になる。此の文は各大に各自留意して居らぬと、久しからずして連戦連敗の某老大臣の如き臍甲斐なき国民がウヅ付き出すことになるだらうと思はれる。記述が横道に入ったが、要するに如上の考から村内の姓生の研究を以てみんと数年間資料をあつむる内此度本誌を編するに当り組合小學校長並に児童の助力を得て、村内の姓氏と紋章、祖先等の第一回調査を終つたので、左にその一斑を掲げて参考とする。猶ほ此以上の研究は永く繼續する考である。

一、姓氏と祖先。家々の系圖や年譜書により、其家々の祖先からの申傳へによつて当村にある姓氏を少しく下に書あげて見やう。

池は僅に一軒であるが土佐国士四十五士の内にある池氏の流の説がある

池田も僅に三軒で家紋は  の如き形で長岡郡江村に大祖先が居たと傳へて居る、中興の祖 池田覺兵衛を宗つて居る。

西川は町に六軒、本村に一軒合計七軒で、何れも三島村から出たもので家紋は橘である。蘇我赤兄の裔で安藝、別役二氏と同祖である。現に祖先を別役太郎左五門とも西川太郎左五門(全く全不)とも書いてある。立田村へは四十五六年前から此方移住した者が多い。

徳弘は旧家であるが傳によると一千余年前に京都から土佐に下つたが、立田にはいつから住したか明でない。三百年位昔からの事を記した系圖と、城主徳弘三良左衛門の墓とがある。

大町も亦村の旧家で六軒あるが紋所は桔梗である。本村小字前田に古屋敷があつて、そこに先祖宮がある。又字唾内には大町屋敷と云ふ坪名があり、氏宮の八坂神社は大町彈正が土佐へ下る時脊負つゝ勸讀したものだとの申傳もある。明治の文豪大町

桂月翁も其裔であるとして三田来村せられた。遠つ祖の住みたる里に一夜ねて立去らんとすれば雨ありしきるの歌はその時詠まれたのだ。大町氏が始めて立田に移り住んだ年代は不明であるが四百三十四年よりは遙に以前らしい。大町藤右門、藤介などは元親に仕へて立田村に七反余の給地のあつた事は、秦氏地檢帳に明である。

岡田は総計十九軒あるが内、唾内の八軒は家紋が丸の内に扇邊ひ又はその扇邊の下に更に扇地紙をかくの、丸に釘、枝の家とて、元祖は大體同一らしい。元祖と云ふのも四百余年前の岡田安左衛門の祖である。又別に橘を紋所とする家が四軒ある。その先祖は久枝の下司と同祖で下司九郎左衛門忠重の子孫である。その紋所を橘は九郎左五門が秦元親に従つて安藝國虎を攻滅した時、元親はその戦功を賞して今後國虎の家紋の橘を九郎左五門に用ひよと云ひしに始まる

由、此家は明治維新迄立田村の庄屋をつとめた岡田と其分家である。残る岡田の内に、劔酢漿を紋とする一族がある。此は昔の立田庄屋職岡田喜右衛門の系統に属するものである。此の喜右衛門の先祖と唾内の岡田の大先祖とは、或は全一でないかと疑はれる。矢がある。猶ほ火に調ぶべきである。

岡林は一軒で紋は抱若荷である。元岡本氏であつたが、細川守護代が田村へ居城を造る時岡本某が所有の田地をその敷地に献上して非常に細川氏の感賞を蒙り特に家老格に取立てられ、岡林と賜つたので、此より元の岡本をやめて岡林と称した。先祖岡林萬年どう、種義と云ふと傳へらる。近代迄の庄屋をつとめた岡林氏は全く別で、先年まで高知市併形で牛肉店を営んで居た岡林氏は同系であると云ふ。

吉本も岡林と同じく近頃田村から来た家である。丸に三つ巴を紋所に

用ひて居る。其先祖は幡多の一條家の臣某である。某は貝奈君を諫止して用ひられず、遂に田村に隱遁して土口本を合せて吉本の氏を始め、吉本右近と云つたとの言傳がある。吉本右近の後裔は近郷各地に繁行して居る。

吉田の先祖は夜鏡郷より来たもので、長曾我部元親の重臣吉田大備後と同族と傳へて居る。家紋は劔酢漿を用ひる。戸数十九軒の内十八軒まで永田に住して居る。

竹島は總數十軒で先祖は竹島太九八と云ふた。駿州袋井の城主狭井守の後で太九八は土佐に下つて竹島太九八と変名浪人して居る。内に農に帰したが、一族は宇川島の近傍に住して居た。元の家紋は丸の内の手袴を十字形に組んだものであつたが、土佐に下つてからは丸に糸巻の紋とした。



小笠原は丸に三階莖の紋を用ひて居る。二軒は豊永方面から

一軒は長岡村から来た家で共に清和源氏で甲斐の小笠原氏と同系統ありと言ふ。古き系図や古来家傳の六頁方など所蔵する由である。

立田は立田村旧家立田若狭守の子孫とも立田甚左衛門の子孫とも云ふが立田所に立田氏が四軒だけ残つて居る。東西各郡の立田氏は立田村から出たものだと傳はれて居る。家紋は劔拵菱で源姓と云ふことである。若狭守と甚左衛門は全一人だとも云ふ。先に南昔の立田城主であつた。

竹村は僅一軒ある。紋は葛で先祖は竹村年人正と称して居る。

都築は管内に三軒のみである。清和源氏の甲斐又小笠原氏の附人で土佐に下つて豊永から各地に昔又行つたものだと云ふ。都築兵部丞の末流だらうとの説もある。又土佐一條家の五十一士中の都築の裔だらうとも云つて居る。

中内は泰氏譜代の旧臣で彼の有名な中内源兵衛や中内彌次郎や桑

内彌次兵衛の生家である。中内惣兵衛は主家が滅びて浪々して居ると慶長十九年大阪冬の陣が起つたと聞いて旧主盛親に属して翌

元和元年夏陣まで始終盛親に附切つて勇力戦したが全五月六日主

従二人徳川家康に捕られ主人盛親は斬罪に処せられたが惣右エ

門は勇と義節を兼備せる侍であるからと云ふので有された。又桑名

弥次兵衛は後伊勢の藤堂家に仕へて家を扱にあつて居た。大阪夏

陣に八尾で旧主盛親と戦ひて近藤長兵衛の爲に討たれて戦死し

た。弥次兵衛は旧主には嘗て十分粉骨して忠義をつくしたが、新主には

重用せられて未だ少しも報恩の期を得なかつたので今度は新主に


報ゆる爲め成血親と大に戦うと云つて遂に忠死した。何れも有名な

土佐武士である。


中。村の紋は九本骨の槍扇の内へ丸に丁字巴で、その替紋は、隅切(筆木)



云に桔梗を用ふる。其先祖、大津の城主 天竺孫八郎花次の衣高と称して居る。



島内は右中村から分れたもので大先祖は同一である。立田の島内は近年三島、野市等から来た者が多い。家紋は  が多い。

中平は戦国の時代有名である土佐の中平兵庫頭の 後衣高と云ふことである。中平兵庫頭は名は元忠で悪良浪で戦死したが其家紋は十六瓣菊の葵に三ッ鱗を用いたものであつたが明治時代になつて「ツナギ玉」の紋を用ひることになった。

楠瀬は菊水の紋を用ゆるものは楠公の一族血統と云傳へ、二家あるが他に鳥取縣から来たといふ楠瀬が一家ある先祖は政守五郎右衛門で紋は丸の内に  を用ひて居る。

北村は当村中で最多数を有する姓氏で總數實員に二十八、中永田に十五、本村に八、所に四、唾内に一あるが永田北村の大部分は北村忠兵衛を元祖とするもので家紋は二重龜甲の内に四ッ目を用ひ、他は北村源右衛門を祖とするもの、北村貞左衛門を祖とするもの等、で鷹羽連や劔酢將水やマリハサミと称す紋を用ひて居る。

溝淵はおもだかの紋で溝淵備後守を祖として祭つて居る。

宮地は  の如きものを丸の内にかけた紋の家と、隅切の内に丁字巴  を用ひる家と二家のみで前者は一條家の臣宮地丹後守家政の衣高、後者は長曾我部氏の部將宮地某を祖とするもので、向せも後浪人し、後者は選水はせに山内藩の下士に召出されたといつて居る。

島本は橘の紋を用ひて居る長曾我部時代の養士に島本神七郎、島本與三兵衛があつて立田村に給地をもつて居た。或は其等の流であるか。茶泉寺は七軒あるが、紋は丸一と丸に扇を違ひとの二派にまつて居る。天正地檢帳によると立田村の部には茶泉寺氏は見えまいが、地檢役人中に茶

泉寺豊後恭推豊後守の名がある又岩村郷全地檢帳には養泉寺右近の給地が出て居る。土佐國士四十五士の内にも養泉寺氏がある。或は此等の後裔であらうか。

元吉は等松川菱の紋の家と 劔片食の紋の家と合せて四家あるが先祖は元吉治部であると云ふ。

陽田は一軒で丸に三鱗の紋を用ひて居る昔の管領家の細川や土佐守護代の細川と同一族で片山郷字陽田に住して居たから後世陽田魚田ト書を氏といたとの事である。同族中には元の細川に復姓したのも隣村野田其他に多くある。

二。姓氏と其数。数の多い姓氏から挙げてやう。但全村二百七十一戸の内にて北村は廿八戸。内永田十五、本村八、内一、町其他四。

吉田は十九戸。内永田十八、町一。

岡田は十九戸。内内八、本村四、町其他七、(永田にはない)

竹島は十一戸。町と其附近に十一、(内内、本村、永田にはない)。

山本は九戸。内内一、本村二、永田一、町及附近五。

杉本は八戸。本村のみで八戸。

西川は七戸。内本村一、町と其附近六、(永田、内内にはない)。

村山も七戸。本村一、町と其附近六、(永田、内内にはない)。

養泉寺も七戸。内内のみで七戸。

大町は六戸。内内四、町一、永田一、(本村にはない)。

森田は四戸。町のみ四戸。

溝淵は四戸。内町二、永田二、(本村、内内にはない)。

島本も四戸。内内のみで四戸。

元吉も四戸。町と其附近のみで四戸。

依。大。德。井。東。島。楠。都。池。小。濱。岩。本。
 光。原。弘。上。川。内。頼。築。田。笠。田。田。本。
 は。は。は。は。は。は。は。は。は。は。は。は。
 二。二。二。二。三。三。三。三。三。三。四。
 戸。戸。戸。戸。戸。戸。戸。戸。戸。戸。戸。

内永田に三、唼内に。(本村、町其他にはない)。  
 町のみ三戸。  
 内唼内へ本村一、永田一、(町と其附近にはない)。  
 町のみ三戸。  
 町と附近のみ三戸。  
 内、永田一、町二、(本村、唼内にはない)。  
 町のみ三戸。  
 内唼内一、町と附近二、(本村、永田にはない)。  
 内町一、唼内一、(他にはない)。  
 町と附近に二戸。  
 唼内のみ二戸。  
 本村のみ二戸。

立田村注記

谷田は二戸。 町のみ。 山中は二戸。 永田のみ。  
 山崎も二戸。 本村と唼内に各一。 合田は二戸。 町と附近のみ。  
 清岡も二戸。 町と本村に各一。 宮地は二戸。 唼内と町に各一。  
 以下一戸のみある姓をあげる。(町及其附近は町と畧記する)(八四戸)

石川町、市川本村、池本村、猪原町、乾町、春日町、  
 秋野唼内、濱川本村、西村町、西内町、西森町、土居町、  
 戸尾町、徳久町、徳橋本村、近添町、奴原町、沼岡町、  
 沼原町、大石永田、岡本町、岡林町、川村本村、片岡唼内、  
 新谷町、門股町、吉川町、吉井永田、吉永町、吉村唼内、  
 横島本村、横畑永田、田中町、竹村町、武市唼内、武内町、  
 谷内唼内、谷合町、高水町、高村町、高橋唼内、種田町、  
 中川町、中平町、中内本村、南部本村、長崎永田、中澤永田、  
 波越永田、村田町、空戸町、野村町、公文唼内、久保田町、

百七十一

國吉所、楠目所、栗田所、安所、安所、安所、箭野所、  
 前田所、真鍋所、永田、古谷所、藤岡所、福留所、古卷所、  
 近藤所、枝重所、本村、有頼所、有澤所、秋山所、佐竹所、  
 北川所、北岡所、永田、下村所、島田所、日和佐所、樋口所、  
 森所、森下所、森岡所、末政所、隅田所、島崎所、  
 三姓氏と紋章

井上氏は紋丸に鳶。

井上氏の紋丸に四木瓜

赤

市川 丸に橘



岩田 丸に橘

濱田 丸に劔片食



濱田 丸に橘

西村 丸に劔片食

徳弘



奴田原 丸につた(鳶)

小笠原 丸に三階其又

大町 丸に桔梗

岡田 丸に扇邊に地紙

(替紋 五三桐)



岡田 丸に劔片食

岡田 丸に抱茗荷

楠目 丸に三ツ丁子

楠瀬 菊水

栗田 丸に雁鳥羽邊



楠瀬 丸の内に

川口 丸に劔酢漿



吉井 丸に雁鳥羽邊

吉本 丸に三ッ巴 丸の内



吉井 丸に雁鳥羽邊

立田村誌

①百七十二

吉村々丸に夏貝抜

横島々丸に桔梗

横畑々丸に橘(替紋)

依光々丸に花葛ハナカヅ

立田々丸に劍花菱

谷内々丸に澤瀉

谷田々丸に葛

高村々丸に劍酢漿

都築々丸に井筒と地紙

吉田々丸に劍酢漿

吉永々丸に梶の葉

依光々丸に

依光々丸に桔梗

竹島々丸に糸巻

竹村々丸に葛

竹島々丸に橘

高橋々丸に劍酢漿

都築々丸に扇違ひに地紙

な

中村々丸に隅切桔梗

中澤々丸に地紙

中平々丸につなぎ玉

元紋は

村山々丸に三地紙

野村々丸に吉字

山本々丸に井筒

山崎々丸に桔梗

真鍋々丸に一貝

藤岡々丸に鷹鳥羽違ひ

石田々丸に橘

枝重々丸に四目

有頼々丸に銀梅鉢

佐竹々丸に抱若荷

北村々丸に梅鉢

北村々丸に劍酢漿

村田々丸にひあうぎ

山本々丸に桔梗

山崎々丸に鷹鳥羽違ひ

前田々丸に梅鉢

江洲々丸に

北村々丸に

北村々丸に二重亀甲の内に四目

立田村誌

①百七十三

北村、鹿島羽邊の

北村

丸の内に鉄の行違  
夏まりはさみ

み宮地、与藤丸の米

宮地、隅切に丁手巴

溝淵、丸に澤瀉

し島内、丸に夫違の

島内、丸に三つ亀甲  
養泉寺、丸一

島本、丸に橘

元吉、銀片食

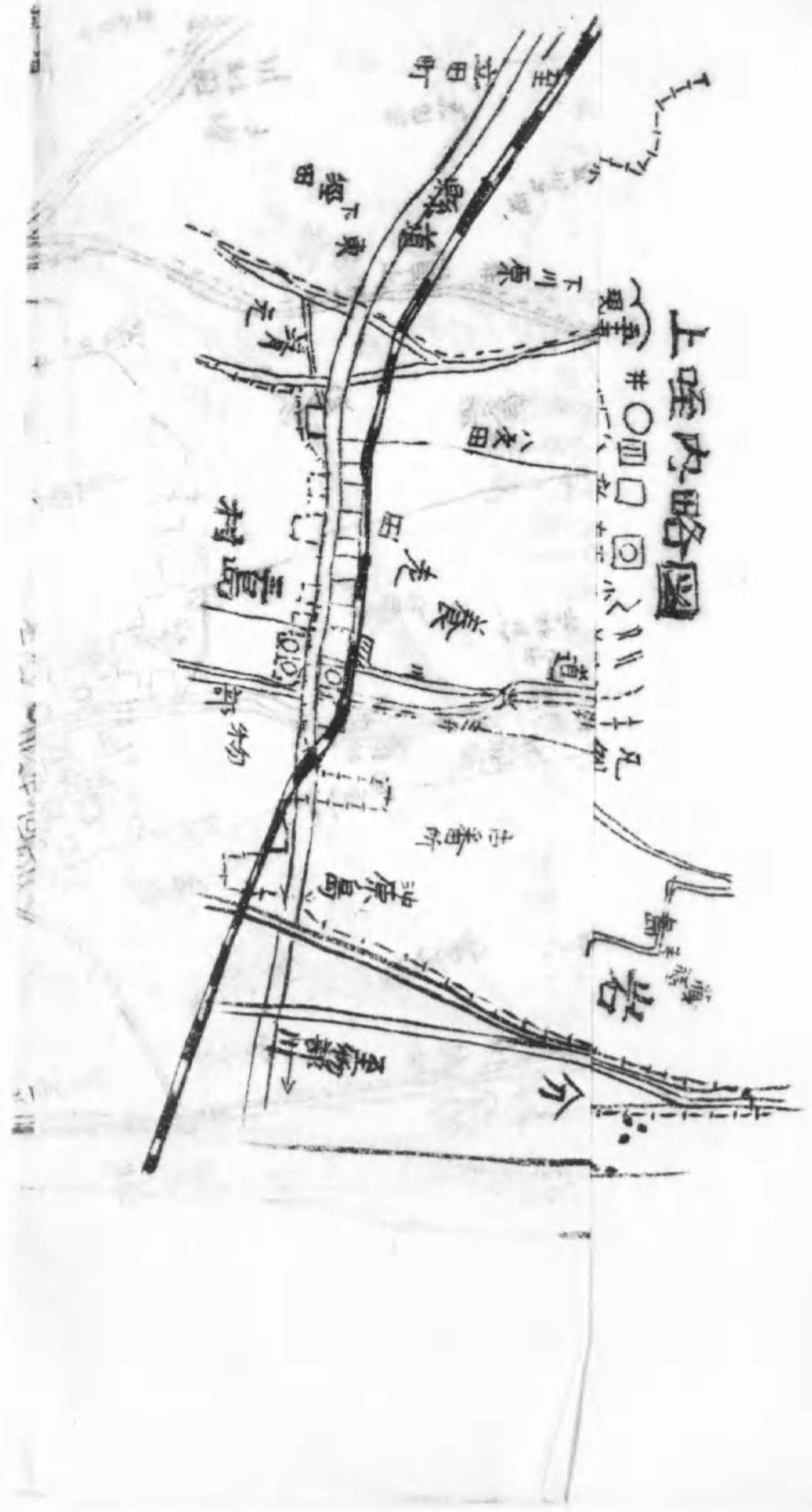
も元吉、三松川菱

森本、下り藤  
杉本、丸に三ッ地紙

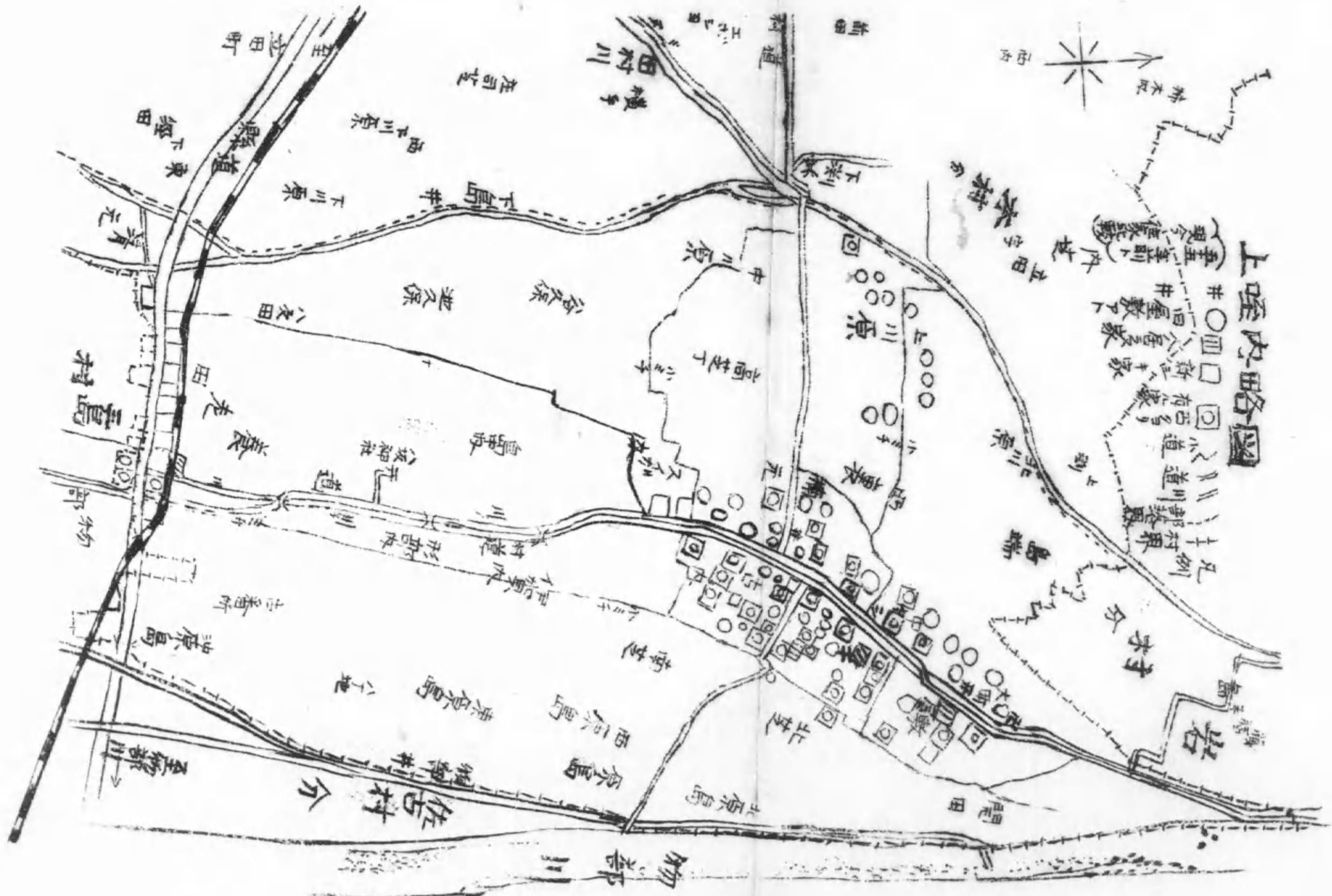
す杉本、丸の内かに鉄板



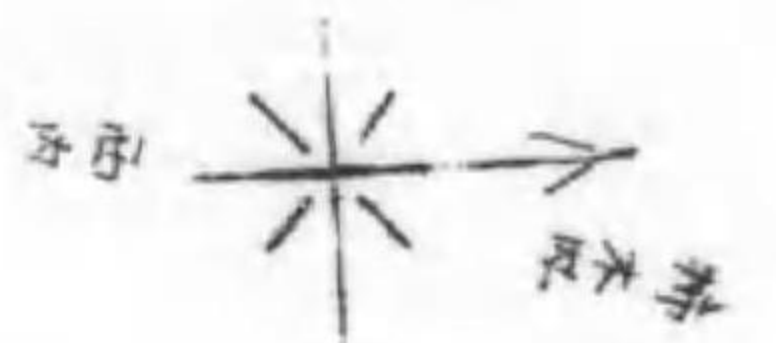
上唾内略図



上唾内略圖



凡例  
川道  
道  
石  
有  
新  
回  
井  
五  
理  
外  
立  
田  
字  
村  
名



佐古村介

物部川

島

物部

島

物部

番所

西島  
東島  
北島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

島

物部

島

物部

番所

西島  
東島  
北島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

西島  
東島

立田  
本村図

凡 〇 旧家址  
 凡 〇 現在住家  
 例 〇 寺ア下  
 〇 城址



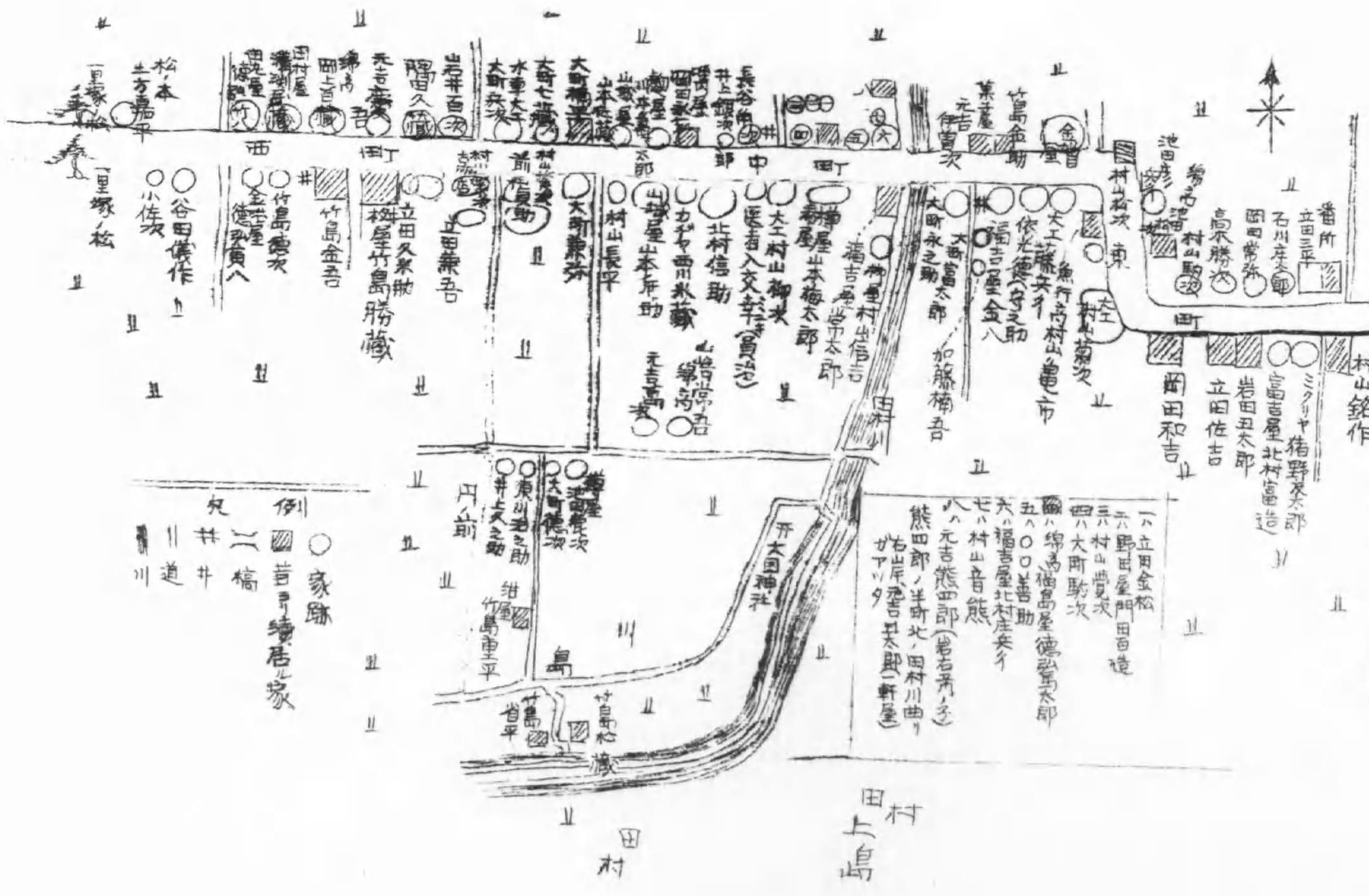


# 立田町現在図

(昭和十三年一月現在)



五十年以前の立田町居住者位置図



村山銘作

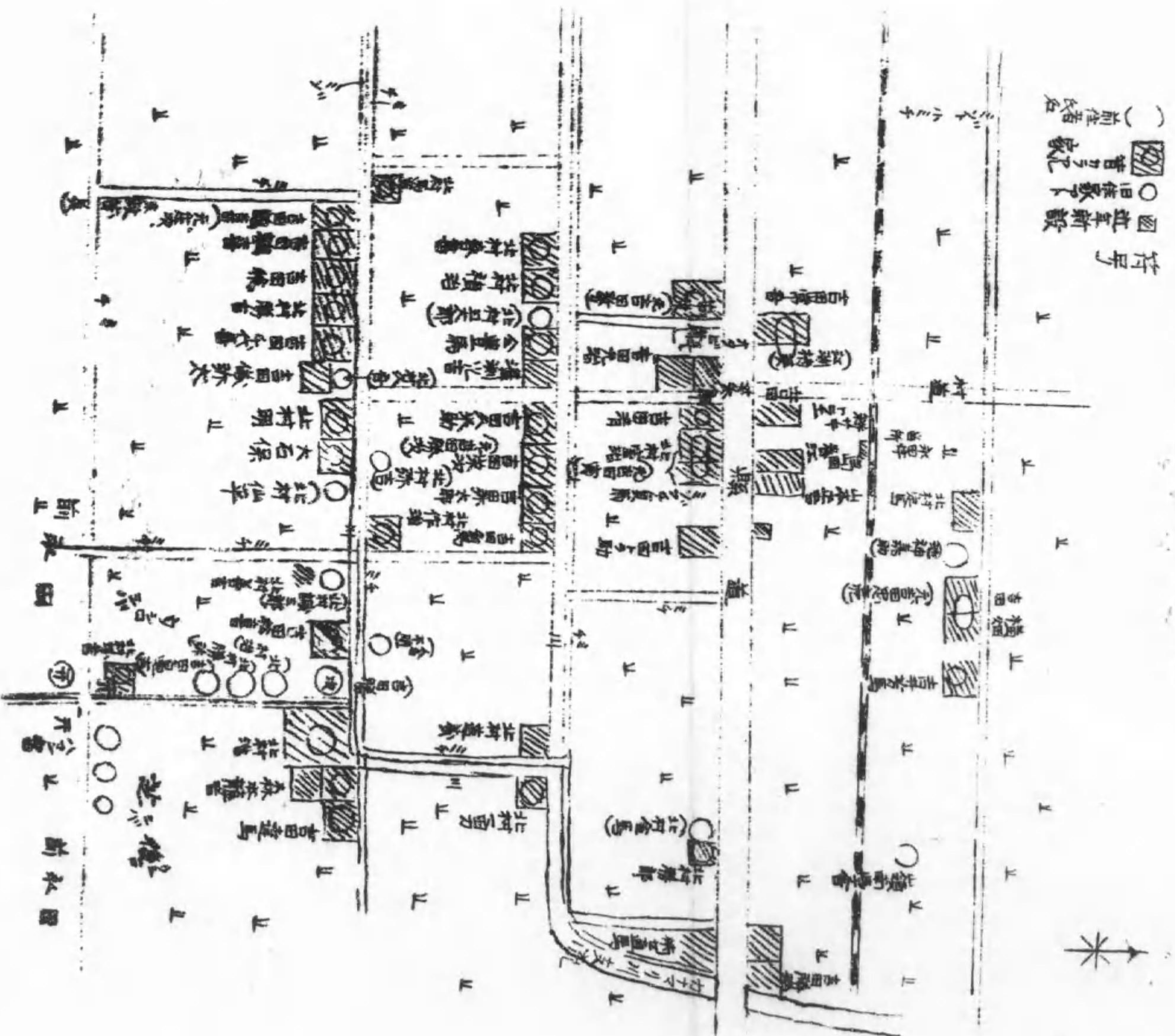
田村  
上島

永田北部略図 (昭和十三年一月現在)



# 永田南部略図

(昭和十三年二月現在人家位置)





米田遷移略図

(昭和十三年四月五日 米田村長 櫻井 啓)

右の敷圖は各部落の住家異動變遷の一斑をうかがふ一助にも思  
 ひて約五十余年前より現今までに他に移動せる宅地と現今の住  
 家位置とを對照圖示せしものにて、今一部落にても波々と南に発  
 展し、或は西と南に繁行するもあり、立田町の如きは中頃人家も減少  
 し、稍衰頽の風を示せしに近年に至り頗る繁榮し、南にも西にも北にも発  
 展し、来りたるが如きあり、細密に村誌編纂の際は如此状態に就て  
 は特に其依つて来る所を明にし、之が變遷のあとを明にすべきであるが  
 余は此処に極めて疎略な畧圖を挿入して大方の參考に供することゝ  
 した迄である。

本村誌は此にて擲筆するが、立田村誌としては中郡の中心地として最  
 も早くより人文の開けて居た事に就て、今少し精細な研究をして  
 産業發達の沿革などを記述し、現代に於ても農高工其他の諸業に就  
 て記載し、又諸團體の事についても廣汎的に記述すべきであるとは

思つて居るが此等は夫々賢明な斯道適才の筆に待つ事とし余は  
単に従来其傳へ来れる数兵の事項を書留めて古傳の亡失誤  
傳を防ぎ後の参考とすすまでである。

後編 終

高知縣香美郡立田村誌

大尾

...

附録

井上徳吉  
大町忠馬  
大町勝美  
大町芳治  
岡田緋城  
岡田九  
岡田龍治  
岡田清志  
岡田重一  
岡田重和  
岡田重美  
岡田重忠  
岡田重尚  
依光五之助  
依光守之助  
吉田利彦  
吉田勘

立田村出身、村外在住の友々 (敬語省略、順序不同)

日露路従軍 長岡郡三和村  
商業 香美郡山田町  
教師 大分市  
教師(陸軍歩兵准尉) 京都市  
前組台長 高知市  
空軍世家 高知市  
日露路従軍 高知市九反田  
小學校教師 高知郡半山村  
歩兵 佐 關東洲  
通信官吏 熊本市  
砲兵少佐(出征中) 熊本市  
空軍世家 熊本縣象國  
歩兵 射 京都市  
機務 京都市紫野  
銅器商 高知市帶屋町  
教師(画家) 朝鮮龍山  
住友肥料會社員 大阪市

北村守馬  
北村助治  
貴志重光  
宮地豊彦  
宮地一夫  
宮地清  
宮地光雄  
茶泉寺利男  
茶泉寺修  
茶泉寺一  
茶泉寺俊  
島本健太郎  
東川涉  
島本光  
竹島笹市  
中内理剛  
清岡壽善  
坂本馨  
島内緒善

醫師(軍務尉) 高知市  
小學生教師 安藝郡北川村  
市収入役(海軍大尉) 高知市中島町  
高知郡後免町  
高知市大川筋  
高知市  
高知市本与力町  
朝鮮釜山  
別府市  
高知市  
高知市永國寺町  
高知郡須崎町  
別府市  
高知市  
高知市  
高知市  
廣島市國養寺町  
高知市  
茨城縣助川町  
高知市

家具商

税関官吏(歩兵少佐) 満洲国安東  
銀行員 東京市  
會社員 京都市  
會社員(電力水電) 高知市  
會社重役 東京市西品川  
高知市  
東京市  
芝浦電氣社員 高知市  
小學教師 高知市  
警察官吏 高知市  
警察署長 高知市  
川崎造船所 神戸市  
南洋廳官吏 南洋ハラヲ諸島  
養水電氣會所長 德島縣端山村  
高會員 下関市  
小學教師 大阪市  
會社在勤 滿洲國新京

福岡縣

米國

381  
174

版權所有  
不許複製

昭和十三年五月二十一日  
昭和十三年五月二十七日

印刷  
高知縣香美郡立田村誌與附  
(非賣品)

著者 宮地美彦

發行兼  
印刷者 宮地美彦

高知縣香美郡立田村八〇三番地

右 同 所

発行所 郷土研究舎

編輯後記 僅な年月の間に村の事を一やたり取調べて漸く此だけの物が  
出た。今筆を擱くにあたつて援助して下さつた方々に對して厚く謝意  
を表すると同時に將來各位と共に益々我が郷土を愛し且つ郷土に  
就て研究しその進歩發展に協力せられんことを切望する次第で  
ある。

編輯のあとを觀ると實に無秩序で乱雑極まる上精粗不揃な悪文で  
誠に慚愧に絶えないが、兎に再私が今から勉強した処で讀者の喜  
ぶ様な文章家となるのは百年清河を待の應があるの、止むを得  
ず一身の体面や褒貶を考へず、只管郷土資料の蒐輯に着手したま  
いである。決して本編が完結したものでなく、又記述が悉く正鵠を得た  
ものとも思はない。私は後日誤謬訂正、記事増補を期して居るが、是  
非斯道有志の手によつて完全な村誌の出現を希望して止まないであ  
る。猶ほ水利出夫價例其他書足らぬ矣も尠ならず、それ等何も第二版出  
版の時を期する

昭和十三年五月徐州城台領の日

編者 藏



終

